

訴 状

平成27年5月15日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 山 田 正 彦
同 岩 月 浩 二
外155名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

T P P 交渉差止・違憲確認等請求事件

訴訟物の価額 金 4 5 6 5 万 0 0 0 0 円

ちょう用印紙額 金 1 5 万 8 0 0 0 円

請求の趣旨

- 1 被告は、環太平洋戦略的経済連携協定に関する交渉をしてはならない。
- 2 被告が環太平洋戦略的経済連携協定に関する交渉をすることは違憲であることを確認する。
- 3 被告は、原告ら各自に対して、金1万円を支払え。
との判決を求める。

序論 本件訴訟が求めるもの

第1 TPPは日本国憲法に違反します

- 1 環太平洋戦略的経済協定（以下、「TPP」と言います）は、国民の生命や自由を侵害する恐れが極めて高く、日本国憲法の基本的人権に関する諸規定に違反します（本件訴訟で「国民」とは日本国憲法による基本的人権の享有主体として認められた個人を言います）。また、TPPは、日本が国として存立し構成してきた制度や仕組みを破壊する危険性が大きく、日本国憲法の統治機構に関する諸規定に違反します。
- 2 裁判には具体的争訟性が必要であるとされ、裁判所は憲法判断に踏み分込むことを避けようとする傾向があります。しかし、本件訴訟においては、日本国憲法の諸規定に違反する具体的事実を直視して吟味頂きたく、本来の裁判所としての職責を果たして実体審理を遂げられるよう心から要請する次第であります。

第2 TPPは、日本国憲法の基本的人権尊重主義と相容れません。

- 1 TPPは、「例外なき関税撤廃」を本質としており、グローバル企業の経済活動の自由、利益を保障するため、これを妨げる広範な分野にわたる各種規制や制度を「非関税障壁」として改廃を求めることを大原則としています。TPPで協議されている分野は農業だけでなく、それ以外のモノやサービスの貿易の自由化に加え、投資、更に政府調達や規制それ自体、競争政策や中小企業政策も含めた21分野にわたっています。
- 2 条約は法律に優越する効力が認められているので、TPPが締結されると、グローバル企業の経済活動の自由と利益を保障するために、TPPの条項に従って日本の国内法が全面的に書き換えられることとなります。21分野は国民生活のほとんどに及んでいるので、国民生活に深刻な影響が生じ、日本国憲法の基本的人権尊重原則は大きな変容を余儀なくされるのは必至です。

第3 TPPは、日本国憲法の規定する統治機構の基本構造を破壊します。

- 1 TPPは、国民生活のほぼ全分野にわたる広範な条約体系であるので、TPPの締結によって国会は膨大な法令の改廃義務を負い、また将来にわたってTPPに反する新たな法律の制定を禁止されることとなります。このように内閣が一条約の締結によって、国会に対して、広範で包括的な立法上の制約を負わせることは、憲法41条の「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」との規定に違反します。また、改廃すべき法令の範囲が不明確であることも同条に違反します。
- 2 また、TPP交渉は、異例の秘密保持義務を課した交渉であり、極端な秘密交渉となっています。国民生活に深刻で重大な影響を及ぼす条約であるにもかかわらず、国民も国会議員もその内容を知ることができません。憲法73条3号は条約の締結権限を内閣に認めた上で、その但書で「但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」と規定して、外交に対して国会の民主的コントロールを及ぼそうとしています。この憲法の規定に違反します。
- 3 更に、TPPに含まれるISD条項（投資家体国家紛争解決条項）は、市場参入を規制したり国内産業を保護しているとみなした国や自治体に対し、外国投資家が国際投資仲裁に訴える権利を事前に包括的に付与する条項です。この条項によって、国内の法的紛争であるにもかかわらず、外国投資家が選択した国際仲裁によって判断が下され、日本国内での裁判を行う司法権限が奪われることとなります。憲法76条1項の「すべて司法権は、最高裁判所及び法律で定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」との規定に違反します。
- 4 このようにTPPは、日本国憲法が規定する三権分立に基づく日本の統治機構について、立法権を形骸化させ、かつ司法権を剥奪するものであり、日本国憲法の定める統治機構の基本構造を破壊してしまうのです。

第4 TPPは、日本国憲法の保障する基本的人権を具体的に侵害します。

- 1 TPPに対しては、農業や酪農の崩壊、食糧自給率の一層の低下、医療費の高騰、国民皆保険制度の形骸化、食の安全の侵害、二次創作に対する過剰な規制など、さまざまな不安や危機感が国民の間に湧き上がっています。TPPは実際に国民の生命、健康を具体的に侵害するものであり、その実態については本訴訟の審理の中で順次明らかにする予定です。
- 2 憲法13条は個人の尊重に基づき、生命、自由及び幸福追求の権利を保障し、憲法25条は健康で文化的な最低限度の生活を営む生存権を保障しています。生存権を保障する日本国憲法の下で、多くの立法が積み重ねられることによって、日本国民には生存権の表れとしてさまざまな具体的権利が保障されています。具体的には、安定的な食糧供給を受ける権利、農業従事者の農業や酪農を営むことで生活を維持する権利、安全な食の提供を受ける権利、適切な医療を受ける権利等です。これらの包括的には生命に対する権利が、TPPによって深く侵害されるのであり、憲法13条及び25条に違反することは明らかです。
- 3 そもそもTPPは民主主義に反する産物です。TPPの交渉経過は極端な秘密主義に覆われ、国民も国会議員も内容を知ることができず、憲法21条が保障した国民の知る権利を具体的に侵害しています。国民の知る権利は民主主義社会が成立する前提をなす権利であることに鑑みれば、TPPは内容以前の手続において民主主義に反するものであり許されるものではないのです。

第5 裁判所には、国民の権利侵害の事実について実体審理を行って頂き、憲法を尊重擁護する適切な判断をなされるよう切望します。

- 1 司法権とは、当事者間に具体的な権利義務の紛争が存する場合に、法を適用実現して紛争を解決する国家作用であり、裁判所法3条の「法律上の争訟」が審判の対象だとされています。本訴訟で主張立証予定の国民の基本的な人権侵害の事実は、TPP締結という国の行為による生存権等の具体的侵害結果であり、「法律上の争訟」の存在は優に認められるところです。また、国の統治機構をめぐっては司法が敢えて判断を下さないという消極的姿勢が多くみられますが、TPPは統治機構の基本構造を破壊するものであり、まさに司

法の積極的判断が求められる場面です。

2 とりわけT P P締結によってI S D条項が導入されると、国内の法的紛争に日本の司法権が及ばないことになるわけで、万が一にでもI S D条項導入に対する司法判断を回避することがあれば、司法の自殺行為以外の何物でもありません。担当裁判官の方々は、日本の司法の崩壊をもたらしたという汚名を歴史に残すことになりかねません。

3 T P Pの21全分野において権利侵害を受ける、原告らの何百倍、何千倍のさまざまな人々が本件訴訟を注視しています。そればかりでなくT P Pの弊害を憂うアメリカをはじめとした交渉参加国の人々や、T P Pに先行して米韓F T Aで深刻な被害を蒙っている韓国の人々等、世界の人々が本訴訟の行方に重大な関心を寄せています。

原告と弁護団は、本件訴訟において、国民生活と日本の仕組みがT P Pによってどんなに踏みにじられてしまうのか、さまざまな権利侵害の実態を証拠によって具体的に明らかにします。多くの人々のご協力を得ながら、日本国憲法の神髄ともいえる基本的人権の保障を実現するために充実した訴訟活動を行う所存です。

4 裁判所におかれては、憲法76条3項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」という裁判官独立の趣旨にしっかり立脚して、本訴訟を歴史の批判に耐える有意義なものにするよう訴訟指揮して頂きたいと要請するものです。そのために、原告と弁護団の立証活動を十分保障して実体審理を尽くして頂いた上で、日本国憲法の理念に基づいた適切な判断をなされるよう切望する次第であります。

請求の原因(目次)

第1章	この裁判の概要	9
第1	環太平洋戦略的経済連携協定に関する交渉	9
第2	並行日米二国間交渉(非関税分野)	9
第3	この裁判の趣旨	10
第2章	TPPとは何か	10
第1	TPPと暮らしの仕組み	10
第2	TPPと日本国憲法の原則	11
第3	食の安全が脅かされるのはなぜか	12
1	はじめに	12
2	SPS(衛生及び植物検疫に関する措置)協定について	13
3	有害性を示す十分な科学的証拠の原則	13
4	予防原則との関係	14
5	国際基準との関係	15
6	結論	16
第4	TPPによって、暮らしの仕組み全体が書き換えられる	16
1	はじめに	16
2	モノの貿易に関する非関税障壁	17
3	サービスの貿易	17
	(1) サービスの広範さ	
	(2) ポジティブ方式とネガティブ方式	
	(3) サービス貿易の開放と政策の拘束	
4	規制に関するTPPの考え方	19
5	結論	20
第5	知的財産権について	20
1	自由貿易と矛盾する知的財産権の保護	20
2	医療分野で起きること	21
	(1) 薬価の高騰	
	(2) ジェネリック医薬品の排除	
	(3) 混合診療の自由化	
	(4) 営利病院の承認	
	(5) まとめ	
3	著作権について	29
	(1) 著作権	
	(2) 非親告罪化	
	(3) 保護期間の延長	
	(4) 結論	
4	種子と知的財産権	34
第6	「規制の単一性(コヒーレンス)」	35
1	TPPが対象とする分野の広汎性	35
2	規制の単一性(コヒーレンス)	35
第7	外国投資家に対する特別の保護 投資章	36
1	投資と貿易の関係等	36
2	ISD条項	37
	(1) ISDとは	

(2)	仲裁手続のお粗末さ	
(3)	I S Dの実体規定	
(4)	I S Dの変質過程	
(5)	I S Dが多用される理由	
(6)	I S Dの具体例	
(7)	結論	
第8	関税について	47
1	はじめに	47
2	T P Pが例外なき関税撤廃を目指すものであること	47
3	関税撤廃が農林水産業へ与える影響	48
4	関税撤廃と国民の権利	48
第9	結論	49
第3章	T P Pの違憲性（違法性）	50
第1	憲法41条違反	50
1	T P Pの広汎さ	50
2	膨大な法律の改廃義務	50
3	改廃義務の不透明さ	51
4	立法裁量の拘束	52
5	米国の国内法制に関して	52
(1)	アメリカ合衆国憲法と通商協定（貿易協定）	
(2)	通商協定（貿易協定）の国内法的効力	
(3)	通商協定（貿易協定）の国内法的効力の無効化	
第2	憲法76条1項違反	54
1	憲法76条1項とI S D条項	54
2	憲法76条1項との関係が問題になる条約の例	55
3	憲法76条と条約に関する政府見解	55
4	結論	56
第3	憲法25条違反	56
1	生存権の法的性質	56
2	具体化された生存権	57
(1)	国民の安定的な食糧供給を受ける権利	
(2)	農業従事者の農業や酪農を営むことで生活を維持する権利	
(3)	安全な食品の提供を受ける権利	
(4)	適正な医療を受ける権利	
3	T P Pによる具体的生存権侵害	59
第4	憲法13条違反	60
1	人格権、平穏生活権	60
(1)	憲法13条と人格権、平穏生活権	
(2)	T P Pと人格権、平穏生活権侵害	
2	人格権としての自己決定権	61
(1)	人格権としての自己決定権	
(2)	人格権の内容としての知る権利	
3	T P Pと人格権としての知る権利（憲法13条）の侵害	62
(1)	遺伝子組み換え食品の有害性	
(2)	遺伝子組み換え食品の表示義務	
(3)	人格権としての知る権利の侵害	

第4章 秘密交渉の違憲性	64
第1 知らされないT P P交渉の内容	64
第2 秘密保持契約	64
1 秘密保持契約の内容	64
2 日本政府の対応	65
3 交渉を秘密裏に進める理由	66
4 米国の交渉は誰が担っているのか	66
5 米国議会における情報開示	67
第3 憲法73条3号但書違反	67
1 憲法73条3号	67
2 T P Pと国会の承認の重要性	67
3 秘密交渉と国会の承認	68
4 結論	69
第4 憲法21条違反	69
1 知る権利の保障	69
2 政府情報公開請求権としての知る権利	70
3 情報公開法との関係	70
(1) 政府情報公開請求権の法的性質	
(2) 情報公開法の限界	
4 T P Pの特殊性	71
5 知る権利の侵害	72
第5章 権利侵害	72
第1 原告らについて	72
第2 T P Pによる国家原理の変容の概要	73
第3 具体的損害	73
1 生存権、人格権侵害	73
2 知る権利の侵害	73
3 違憲確認の利益	74
第6章 差止請求権	74
第1 侵害の具体的展開	74
第2 人格権に基づく差止請求	75
第3 生存権に基づく差止請求権	76
第7章 結論	76

請求の原因

第1章 この裁判の概要

第1 環太平洋戦略的経済連携協定に関する交渉

環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement。以下、「TPP」といいます）は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国の間で2005年（平成17年）に締結され、2006年（平成18年）に発効した同名の協定（以下ではこれを「P4」または「原協定」といいます）の対象分野や参加国を拡大して交渉されている自由貿易協定（「経済連携協定」も自由貿易協定と呼ぶことが一般的になっています）です。現在の交渉参加国は、上記4カ国に加え、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダに被告を加えた12カ国です。

被告は、他の交渉参加国の同意が得られたことから、2013（平成25）年7月にマレーシアで行われた第18回交渉から参加し、参加11ヶ国との間で交渉を続けています。

被告の説明によれば、TPPは、「アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定」であるとされています。

交渉分野は、モノの貿易（下位分類あり）、サービスの貿易（下位分類あり）、投資及びこれらに関連する事項や制度的事項、分野横断的の事項など広範で、被告はこれを21分野に整理しています。

第2 並行日米二国間交渉（非関税分野）

被告は、2013（平成25）年4月12日にアメリカ合衆国（以下「米国」といいます）によりTPP交渉参加を認められました。

米国の同意を得るに当たり、被告は、非関税分野について、日米二国間でTPPと並行して交渉することを合意し、交渉が続けられています。明示されただけでも、自動車分野、保険、透明性、貿易円滑化、投資、知的財産権、

規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫措置と広範な分野に及ぶものとなっています。自動車分野についてはさらに、特別自動車セーフガード、透明性、基準、輸入自動車特別取扱制度（PHP）、環境対応車、新技術搭載車、財政上のインセンティブ、流通、第三国協力等細目にわたった交渉が行われています。

この日米二国間の交渉は、TPP交渉が継続される間、交渉され、TPPの発効と同時に実施することが合意されています。

第3 この裁判の趣旨

この裁判は、被告が交渉を続けているTPPが必然的に原告らの生命、健康に対する権利を初めとする基本的人権を侵害することから、人格権、生存権等に基づいて、TPP交渉の差止及びTPP交渉が違憲であることの確認を求めるとともに、被告の行為によって原告らに生じた精神的苦痛を含む損害に対する賠償を求めるものです。

第2章 TPPとは何か

第1 TPPと暮らしの仕組み

序論でも述べたように、TPPは、農家や酪農家の人たちを窮地に追いこんでいるだけでなく、一般の国民（この訴状で「国民」というのは、日本国憲法による基本的人権の享有主体として認められる個人をいいます）からも食品の安全性が損なわれるのではないか、医療費が高騰するのではないか、健康保険制度が崩壊するのではないか、二次創作に対して過剰な規制が及ぶのではないかという、さまざまな不安を巻き起こしています。

こうした不安は法的にも理由があるものです。

こうした不安が巻き起こるのは、端的に言えば、TPPが、「自由貿易」という言葉で私たちが想像する内容を大きく超えて変質してしまっているからです。

「自由貿易」を推進する人たちは、貿易を拡大して、各国が自分の国の得

意分野に集中する国際分業を世界的に実現することで、各国の資源（ここでいう資源には石油などの天然資源に限られません。それぞれの国が持つ地理的・気候的な資源、技術や安価な労働力といった人的資源も含まれます）を世界規模で再配分をすることこそ、各国の国民の利益、ひいては国民の幸福を最大化するのだということを強く主張します。その主張は、教条的な信念と呼んでもいいほど強固です。

そのためには、自由貿易を妨げる関税を撤廃することはもちろん、各国がそれぞれの生活分野で持っている特有の制度を撤廃することが必要だと主張しています。自由貿易を推進する人たちが撤廃を主張する制度には、法律や政令などに基づく規制はもちろん、行政のあり方が含まれます。そればかりではなく、裁判所の裁判あるいは司法制度そのもの、地域住民に密接な関係を持つ地方自治体等の条例や地方行政、さらには民間の慣行等まで含む非常に広いものです。

こうしたことはT P Pのような自由貿易を専門に扱う国際経済法の教科書でも自由貿易を規律する基本原則として挙げられていることで、「自由貿易」推進の要ともいえる重要な考え方です。

T P Pは、「P 4」と呼ばれるすでに発効している自由貿易協定（条約）を下敷きにして交渉されています。これはニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの間で2 0 0 5年に結ばれたものです。その前文でも「締約国間の貿易の拡大・多様性を進めること、障壁を除去し物品及びサービスの貿易を円滑化すること」（下線代理人）という目的がうたわれています。

それぞれの国の幅広い制度や慣行とは、突き詰めて言えば、それぞれの国に暮らす人たちの暮らしの仕組みを支えるものです。T P Pはそうした暮らしの仕組みを大きく変えてしまうのです。

さまざまな分野にわたって、広く巻き起こっている不安は、こうした「自由貿易」にまつわる基本原則から生まれているもので、決して理由のないものではないのです。

第2 T P Pと日本国憲法の原則

日本国憲法は、基本的人権の尊重を最も重要な原則としています。

基本的人権尊重の原則は、基本的人権に対する制限は、真に必要で最小限のものでなくてはならないと厳しく制限する考え方を根本にしています。

他方で、日本国憲法の基本的人権尊重原則は、経済活動の自由については、とくに「公共の福祉」による制約を明記し（憲法22条、29条）、政策的な理由による制限も認めるとして、基本的人権の中では、保障の程度に差を設けています。現代では、巨大な経済主体が国民の生活に大きな影響を及ぼすようになり、ときに国民の生存権（憲法25条）を脅かすようになっていきます。国民の生存権（憲法25条）を実現するためには、経済活動の自由に対する、さまざまな規制が必要になってきています。

ところが、TPPは、むしろ国境を越えた経済活動を、とくに強く保護することを求めます。国際的な経済活動を強く保障し、また外国企業の経済活動に対する自由を最大限に尊重することを求めるのです。

国際的な経済活動が基本的人権と対立する場合には、必要で最低限の制限だけが許されるとして、これに対する制限を厳しく規制するのがTPPの基本的な考え方なのです。これでは国民の生存権が脅かされ、幸福追求の権利が侵害されるのは必然です。

TPPの基本的な考え方は、日本国憲法の基本的人権尊重の原則と厳しく対立するものといわざるを得ません。

第3 食の安全が脅かされるのはなぜか

1 はじめに

日本国憲法が保障する基本的人権の中でも、生命や健康に対する権利が最も重要なものであることに異論はないでしょう。

TPPの基本的な考え方が、日本国憲法の基本的人権保障との間にどのような緊張関係をもたらすかは、生命や健康に直結する、食の安全に関連するSPS（衛生及び植物検疫。Sanitary Phytosanitary）と呼ばれる章を見るのが有益です。

農産物の残留農薬基準が大幅に緩和されるのではないか、日本では認めら

れていない食品添加物が大量に認められることになるのではないかと、さらに遺伝子組み換え食品の表示義務が撤廃されてしまうのではないかとという消費者の不安は、このSPSの内容や運用の仕方に大きく関わっています。

2 SPS（衛生及び植物検疫に関する措置）協定について

SPSとは、国内に流入する農産物や食肉等の食品が、国内の人や動植物の健康を損なうことを防ぐことを目的として、その流入を防ぐために行われる措置（輸入禁止措置や残留値規制や承認制度、表示義務などの食品に関する規格）のことをいいます。

SPSに関する協定は、WTO（世界貿易機関）でも採用されているので、その内容を見ることでTPPにおけるSPSの内容を確認することができます。

WTOのSPS協定は、極めて難解な文章になっていて、条文を通読するだけではその内容を理解することは困難です。

SPS協定が難解になっているのは、検疫措置に関する各国の主権を認める（2条1項）とか、各国は適切な保護の水準を定めることができる（5条1項）等の規定を持っているためです。これらの規定は、各国に食の安全の基準を決める決定権が保障されているようにも読めるために、誤解を招きがちな規定です。

しかし、SPS協定を厳密に読み解くと、各国が人や動植物の健康を守るために採ることができる措置が厳格に制約されていることがわかります。

3 有害性を示す十分な科学的証拠の原則

最も重要なのは、外国産の農産物や食肉などが流入することを制限する輸入規制や、国内での流通を妨げる規格（基準値や承認制度、表示義務など）を定めるためには、「十分な科学的証拠に基づく」ことを求める原則をSPSが採用していることです。つまり農薬の残留基準や食品添加物の有害性を理由に輸入や流通を制限するためには、輸入を制限する側が、輸入を制限する産品が有害であることを示す「十分な科学的証拠」を提示しなければなりま

せん。しかし、このことは必ずしも容易なことではありません。残留農薬の危険性の基準を求めるために、科学的証拠を十分に得るために人体実験を繰り返すことはできないでしょう。仮に個別の農薬や食品添加物の有害性の水準を確認することができたとしても、それだけで安全が確認できる訳ではありません。現代ではすでに膨大な化学物質が流通しています。そのため、複合作用による有害性について検証することは膨大な労力を要し、「十分な科学的証拠」を提示することも不可能に近いことです。

他方、有害な食品の流通を防ぐこと、食の安全を保障することは、国家が国民に対して負う最も基本的な責任の一つです。にもかかわらず、有害であることの「十分な科学的証拠」を示すことができなければ、国家はその流入や流通を防ぐことができないというのが、SPSの原則なのです。なぜなら、「自由貿易」を推進する立場からは、「十分な科学的証拠」もなしに輸入を制限するのは、自由貿易を阻害する「非関税障壁」に当たると考えられるからです。

しかも、SPSでは、流通に対する制限は必要最低限のものでなければならぬとされています。たとえば、日本では、人が口にする遺伝子組み換え食品については遺伝子組み換えの表示義務が課されていますが、牛などの家畜に与える飼料についてはそうした表示義務は課されていません。現実には、牛に与える飼料には遺伝子組み換えトウモロコシが大量に使われています。

4 予防原則との関係

予防原則とは、環境や健康などに重大で不可逆的な被害が生じるおそれがある場合には、そうした結果が生じることを防止するために、科学的な知見が不十分であっても、結果の発生を防ぐための措置を採らなければならないとする原則で、環境に関する条約などでは一般的な原則として確立されているともいわれる原則です。

SPSルールでは、この予防原則の考え方は大幅に制限されます。

重大な健康影響が懸念される輸入品について、その輸入を制限するためには、十分ではないにしても一定の科学的証拠が必要とされる上、あくまでも

暫定的な措置としてのみ認められているのです。

こうした輸入制限措置を採用した国家は、限られた期間で国際的にも通用する十分な科学的証拠を収集することが求められます。そうした期間を経過しても、十分な科学的証拠が収集できなかった場合には、輸入制限を解除しなければならないのです。

慢性的な健康影響を確認するためには、疫学的な調査が必要となります。人体に対する健康影響を確認するためには極めて長期間にわたる疫学的調査が必要になる場合も少なくありません。暫定的な期間でこれを確認するのは不可能に近いと言わざるを得ません。

とくに、膨大な化学的物質に取り囲まれている現代では、仮に膨大で長期間にわたる疫学調査を実施したとしても、たとえばガンや発達障害などの一般的な疾患について原因物質を特定するのは不可能ではないかとする指摘すら存在します。

このようにSPSによって予防原則が大幅に制限されている結果、有害物質の流入を国家は阻止できず、SPSは国民の健康を侵害するルールと言わざるを得ないのです。

5 国際基準との関係

SPSでは、国際基準に適合していれば、一応「十分な科学的証拠」に基づく措置であるとされることになっています。

この国際基準は、WHO（国際保健機関）と国連食糧農業機関（FAO）合同のコーデックス委員会によって決定されます。

この国際基準は加盟国の代表によって決定されますが、現状は、先進国の加盟国の代表に食品関連産業の企業が多数随行して加盟国代表に助言しています。また、コーデックス委員会は、NGOにも発言権を認める開かれた構造となっていますが、実際にNGOとして参加している団体のほとんどは、農産・畜産や食品関連の企業によって構成される業界団体が占めており、これら業界の意見が反映されやすい状態になっています。

また、コーデックス委員会は、原則的な慣例としてコンセンサス方式（全

員一致方式)を採用しており、一国でも反対すると国際基準を策定できない構造となっています。

そのため、たとえば遺伝子組み換え食品の安全性について懸念が示されながらその表示義務についてすら、コンセンサスが得られないために、国際基準を策定できない状態になっているのです。

結局、国際基準にしたがっているからと言って、食の安全が保障される仕組みにはなっていないのです。

6 結論

以上のように、WTOのSPSルールには国民の健康の確保について、重大な問題があります。160ヶ国(2014年現在)もが参加しているWTOのルールに問題があるとはにわかには信じがたいかも知れません。

これは逆に参加国があまりにも多数で、そして国家が食の安全を守るのは国際的にも当然視されている結果、各国が独自の安全基準を設けることが事実上、容認されてきた結果でもあります。実際に、SPSルールを、各国が独自に食の安全基準を定めることができるルールであると誤解している国も少なからずあるのが現状です。

TPPでは、WTOで事実上、容認されていたこうした緩やかな運用を改める規定が多く設けられています。

また、後に述べますが、米国では、自由貿易協定について締結すべき内容について、議会が条件を付ける権限があります。TPP交渉に関連して用意された米国の直近の法律案(貿易重点法案)には、「確固たる強制可能なSPSを求める」と明記されており、TPPにおいて厳格なSPSルールの履行が求められることは必至です。

つまり、TPPによって、食の安全が脅かされるとする消費者の抱く不安には法的にも十分に根拠があるのです。

第4 TPPによって、暮らしの仕組み全体が書き換えられる

1 はじめに

第3では、食の安全をめぐるTPPに関する不安に十分な法的な根拠があることが明らかになりました。国民の生命や健康という重大な基本的人権に直接、影響を及ぼす食の安全ですら、非関税障壁として厳格な運用が求められるのですから、非関税障壁の撤廃は他の分野でも国民の暮らしに大きな影響を及ぼします。

2 モノの貿易に関する非関税障壁

各国は、食品に止まらず、さまざまな工業製品などについても、それぞれ独自の規格を設けています。

たとえば、自動車の安全基準や環境基準などは、それぞれの国が独自に決めています。TPPでは、これらの基準についても、それが貿易を制限する「非関税障壁」に当たるとして、原則として各国の基準を統一したり、独自に基準を設けている場合は、それが貿易制限に当たるかを厳格に規制する方向性が示されています。

3 サービスの貿易

(1) サービスの広範さ

TPPについては、サービスの貿易についても「非関税障壁」を撤廃するために「越境サービス」、「金融サービス」、「電気通信サービス」などの章が設けられています。

サービスとは、第一次産業、第二次産業を除く、他の全ての産業分野を意味しています。つまり、「サービス」という言葉でイメージされる産業よりはるかに広い分野がサービス業に含まれることとなります。

流通、運輸、卸、小売り、医療、福祉、教育、法律などの分野がこれに含まれることは当然ですし、建設業や賭博などもサービスに含まれています。直ちにTPPの適用を受ける訳ではないにしても地方自治体が住民の福利のために提供するものは全てサービスといっても過言ではありません

(当面、自治体や政府が提供するサービスはTPPの自由化の対象から除外されています。しかし、たとえば水道を民営化すれば、外国企業にも参

入の機会を対等に与えなければならないのがT P Pの考え方です)。今や先進国ではサービス産業がG D Pに占める割合は7～8割に達します。非常に広範な分野がサービスに含まれるのです。

(2) ポジティブ方式とネガティブ方式

サービスに関する協定は、W T Oにも含まれていましたが、W T Oとの大きな相違は、W T Oがポジティブリスト方式を採用していたのに対して、T P Pではネガティブリスト方式が採用されていることです。

ポジティブリスト方式とは、外国企業が参入することを認める分野をリストアップして、どのような条件で外国企業が参入することを許すかを加盟国が示すことによって外国企業の参入を求める方式です(約束表)。したがって、この場合は、加盟国には、外国企業の参入を許すかどうかについて裁量が認められます。W T Oはこの方式によっていたのです。

これに対して、ネガティブリスト方式というのは、外国企業の参入を認めない分野や外国企業に対して特別に付ける条件をリストアップする方式です(留保表)。つまり、全てのサービスについて、外国企業の参入を無条件に認めることを原則にして、とくにこれを認めない分野や条件を限定的にリストアップする方式です。このリストに全加盟国が同意して、初めて外国企業の参入を防いだり、条件を付けたりすることができるのです。この方式では、加盟国の裁量は、大きく制限されることになります。

(3) サービス貿易の開放と政策の拘束

ポジティブリスト方式を採用したW T O協定で日本は、不動産業を開放しました。

2011年に水源地を外国人が買い占めるという問題が起きましたが、外国人であることを理由として土地取得を制限すると、W T O協定違反となる可能性があったため、有効な対策をとることができませんでした。また、尖閣諸島の問題についても、尖閣諸島の所有権が外国人に移転することを防ぐためには、公有地とする以外に有効な解決策は見いだせず、その結果、日中関係の緊張を招きました。

このようにポジティブリスト方式を採用したW T O協定ですら、その後、

協定締結時に思い至らなかった状況に直面したときに、「自由貿易」協定が政策の幅を大きく狭めることがあるのです。

前記した不動産の開放に関する例は、一例を示しただけです。ネガティブリスト方式によって、ほぼ全面的に外国企業の参入を承認した場合に、政策選択の幅は著しく狭められ、国民の生活に与える影響は計り知れないほど広範な分野に及ぶ可能性があります。

4 規制に関するTPPの考え方

あらゆるサービスは、安全性や消費者の保護、公の秩序や倫理・道徳観念の維持、あるいは経済的弱者や一定の産業の保護等の政策的考慮からの規制と不可分の関係にあります。

また、モノについても、安全性等を確保するための基準や、汎用性など利便性を確保・増進するための様々な規格等、ほとんどの場合、各国は規制を加えています。

規制の問題は、サービス貿易、モノの貿易全般に関する問題です。

TPPでは、「規制のコヒーレンス」と称して、規制全般を対象とする、独自の章を設けることが議論されています。

これまでの「自由貿易協定」はモノやサービスそれぞれの分野毎に規律していました。モノの貿易、サービスの貿易の各分野を超えて、規制全般をひとくくりにして「自由貿易」の観点から、包括的に規律する「自由貿易協定」は、前例がありません。

規制一般を包括的に規律することは、国政の大半を直接、規律の対象とするに等しいと考えられます。

規制は、もともと国民の安全や安心、消費者の利益や公の秩序の維持等のために存在するのですから、これは国民の暮らしを支える仕組みそのものと言ってもよいほどのものです。規制は、それぞれの国の社会的、経済的、文化的な背景や国民意識・国民性と切り離すことは困難で自ずから国による多様性が存在するのが自然な姿だと考えられます。「規制のコヒーレンス」で議論されている規制全般に対する規律は、各国が実施してきた多様な規制を、

貿易の障害として、グローバル企業優位のものに改変するものとなる危険性が否定できません。

5 結論

モノの規格やサービスの貿易が自由化され、各国が有する規制権限が「非関税障壁撤廃」を目的とする多国間合意の下に置かれる結果、暮らしの仕組みが大幅に書き換えられる可能性があります。とくに、自由貿易の基本原則は、参入した外国企業の経済活動の自由を最大限に尊重することを求めるものであるため、経済活動に対する制限は最低限のものとされるようになります。その結果、暮らしの仕組みは、グローバル企業優位のものに大幅に変更されることになります。

第5 知的財産権について

1 自由貿易と矛盾する知的財産権の保護

一般に、自由貿易を進めれば、モノやサービスを安く手に入れることができ、消費者の利益になると理解されています。貿易を自由にすれば、自国より有利な条件にある国の産品が輸入されることによって、安くモノが手に入るようになり、消費者はその点ではメリットがあると考えるのが一般的です。

ところが、医療費については、逆のことが起きると言われています。

T P P を結ぶと医療費が高騰し、富裕層しか適切な医療が受けられなくなる危険が高いのです。たとえば、ニューヨークでは、日本ではごく基礎的な医療と考えられている、盲腸の手術のために1泊入院をするだけで300万円を超える治療費がかかります。T P P を締結すると、そうした医療費の高騰が日本でも起きる可能性が高いのです。

自由貿易の利益として主張されることと全く逆のことが起きるのは、T P P を初めとする自由貿易協定に、自由貿易の促進とは本来的に無関係で異質な知的財産権を保護する規定が含まれているためです。

知的財産権の保護は、自由貿易の促進のためではなく、輸出企業の利益それ自体の保護を目的としています。自由貿易によって、知的所有権を有する

企業が得られるはずの利益が失われることがあってはならないとの考えから、知的財産権を手厚く保護するために盛り込まれるのが自由貿易協定に含まれる知的財産権条項です。

とくにTPPは、知的財産権をよりいっそう極端なまでに保護しようとするものであるために、大きな被害を国民にもたらす危険性が高いのです。

2 医療分野で起きること

(1) 薬価の高騰

あ 日本の薬価制度

日本では、医薬品の価格は、厚生労働大臣が決定する公定価格によることになっています（健康保険法76条2項参照）。通常、薬価制度と呼ばれるのはこの仕組みを指します。薬価制度が採用されているのは、医薬品を自由価格制にすると製薬会社が高額な価格を設定し、裕福な人しか医療を受けられなくなり、全ての患者が公平に適切な医療を受けることができなくなる可能性があるからです（自由価格制にした場合に高額な価格設定が通ってしまうのは、医薬品が生命と引き換えにする特殊な商品だからです）。

薬価は、新薬がどれほど画期的なものであるか（新規性）、医療に役立つか（有効性）を踏まえて、開発会社が適切な利益を確保できるように決定されます。

薬価は、2年ごとに引き下げられ（「薬価改定」といいます）、有効な新薬をできるだけ広く治療に用いることができるように制度設計されています。

日本の薬価制度は、患者の利益を中心として運用されているといえます。

薬価制度は、多くの国で採用されている制度です。幅広い国民に適切な医療を受ける権利を保障するために必要な制度だからです。

これに対して、米国では医薬品の価格は製薬会社が自由に決定しますが、こうした国は、極めて例外的です。

米国は、日本で製薬会社が思うような利益を上げられないことを「非関税障壁」として批判しています。特許が認められている新薬について思うような利益を上げられないのは「非関税障壁」に当たるという理屈ですが、

これが本来の意味の「自由貿易」＝「得意分野だから、国内製品より安く提供できます」とは異質なものであることは容易に理解できるでしょう。

米国は、TPP交渉が始まる以前から、日本の薬価制度に対して、できるだけ薬価を引き上げるように繰り返し干渉を続けてきました。

い TPPと薬価

2011年9月、米国通商代表部（以下「USTR」ともいいます）は、「医薬品へのアクセス拡大のためのTPP貿易目標」を発表し、薬価設定の「透明性」を要求することを明らかにして、薬価決定に際して米国製薬会社の意見を聞くことなどを求めることを明らかにしています。

この米国の要求は、TPPの「制度的事項」分野の草案である「医療技術に関する透明性と公正な手続」という条項に、そのまま盛り込まれています。

ここでは、薬価や医療機器の価格（以下、「薬価等」といいます）の決定に際して、製薬会社や医療機器メーカー（以下、「製薬会社等」）に意見を述べる手続的機会を与えること、薬価等の決定は自由市場価格や医薬品等の価値に基づく検証可能な確実な根拠に基づくこと、決定された薬価について独立した（機関に対する）審査申立や再審の機会を与えること等が盛り込まれています。

これらの規定が意味しているのは、国民に対する義務として国が行っている施策が知的財産権を不当に安く評価しているために、合理的に得られるべき利益が製薬会社等にもたらされないとの認識を前提として、薬価に対する国（厚生労働大臣）の管理権限を弱め、さらに独立機関による審査・再審査手続によって最終的には国（厚生労働大臣）の権限を剥奪し、そのことによって製薬会社等が適正な市場価格と考える薬価等を実現できるようにするための仕組みを作ることに他なりません。

国民のためではなく、製薬会社の利益を確保するため一貫した手続を設けることが求められているのです（薬価決定に関わる委員会全員の名簿を公表することなど、意図を押し量りかねる条項もあります）。

こうした仕組みは、製薬会社等による主権侵害であるとともに、適正な

医療を受ける権利に対する侵害の制度化だと言わざるを得ません。

こうした制度が認められれば、薬価を押し上げる圧力が絶えず働くことになり、薬価が高騰していくことは避けられません。

う 結論

T P P を結ぶと、薬価等は絶えず押し上げ圧力に晒され、薬価等が高騰するのは避けられません。最終的には、薬価等の決定権限は、国（厚生労働大臣）から奪われ、製薬会社等の利益を代表する機関によって決定されかねないのです。

現在でも、世界的に例を見ない高齢化が進む日本では、健康保険財政が逼迫しているのですから、健康保険財政の悪化が加速度的に進行し、制度の存続自体が脅かされかねません。

(2) ジェネリック医薬品の排除

あ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬の特許が切れた医薬品と同じ成分で安価に製造された医薬品です。当然、薬価も新薬より安く設定されています。

ジェネリック医薬品は、所得に拘わらず、適切な医療を受けることを国民に保障するためにはなくてはならないものといえます。

い 新薬のデータの保護

新しく開発された新薬に特許を与えたり、販売を承認するためには、製薬会社から新薬の安全性と有効性を検証するデータを提出させることが不可欠です。

ジェネリック医薬品は、先行する新薬に関する特許期間が切れた後に、先行新薬に関して公表されている安全性と有効性に関するデータを前提として製造されるので、安価に提供することが可能になるのです。

ところが、T P P では、医薬品の特許を強化するため、新薬の開発データについての保護権を設定し、先行新薬の開発データを用いることを禁止することが提案されています。

そうすると、ジェネリック医薬品を製造販売しようとする製薬会社は、改めて自社で安全性と有効性を明らかにするための臨床試験を繰り返すことが必要になります。これではジェネリック医薬品の価格が上がることは避けられません。また、ジェネリック医薬品を提供する会社の多くは中小企業ですので、実際に試験を繰り返すことが負担となり、ジェネリック医薬品の販売を断念することにもつながりかねません。

ジェネリック医薬品は先行新薬と同じ成分でできているのですから、改めて試験を求めるのは無駄なことです。その上、人間や哺乳動物に対する重複試験は医療倫理にも反します。

結局、新薬のデータ保護を求めるのは、特許が切れた後も、新薬を開発した製薬会社の利益を守る以外に、何も理由が見当たらないでしょう。

国民の健康よりもグローバル企業の利益を優先するTPPの本質がここにも表れています。

う ジェネリック医薬品の提供据え置き制度

TPPの知的財産権章の草案には、政府がジェネリック医薬品の販売承認をする前に、関係する特許権者に対して通知し、特許権者が特許権侵害を理由とする法的手続等をとる機会を与えるとともに、結論が出るまで販売承認をしないと規定が設けられています。

このため、先行新薬や関連する特許権者が法的手続等を取る限り決着が付くまで、ジェネリック医薬品は国民に提供されなくなります。

え その他

日本では、新薬の特許の存続期間は原則として出願日から20年となっており、医薬品については例外的な場合に25年まで認めることになっています。

ところが、TPPでは、延長できる要件を日本法より広く認める規定が設けられています。

こうして国民がジェネリック医薬品による良質で安価な医療を受ける機会はさらに遠ざけられることとなります。そのことで、守られるのは、グローバルな製薬会社の利益だけです。

(3) 混合診療の自由化

あ 混合診療の禁止とは

混合診療とは、診療行為のある部分を医療保険の給付を受けて実施し、残りを全額患者負担で行う（いわゆる「自由診療」）という、保険診療と保険外の自費診療とを混合した診療をいいます。

たとえば、ガンについて、保険が適用される検査や処方・投薬を受け、その他に保険適用外の先端治療を全額患者負担で受けたとします。

混合診療が認められれば、保険適用の診療部分については健康保険で決められている自己負担分（原則3割）を支払えばよいことになるはずですが。

しかし、日本では混合診療は禁止されています。混合診療が行われた場合、患者は、保険適用される診療部分についても、全額自己負担することとされています。

一見すると、これは患者に不利なように考えられます。

実際に先端医療を健康保険診療と併用して受けたいと考える人にとっては、混合診療の禁止は、不合理なものに見えるでしょう。

しかし、日本の医療制度が混合診療を禁止しているのには、次のような理由によるものです。

い 診療行為の安全性の確保

混合診療を禁止する、第一の理由は、診療行為の安全性を確保することです。

最先端の診療行為や医薬品には、常に危険性が潜在しています。

定期接種が勧奨されている子宮頸ガンワクチンについてすら多くの深刻な副作用事例が報告されています。また、腹腔鏡手術は、安全性が確認された施術部位については保険適用を受けられるわけですが、最近になって保険適用外（全額患者負担）の施術部位に対して実施された例で、死亡事故が相次いで起きていることが、わかってきています。

先端医療は、迅速に患者に提供される必要があるとともに、潜在的な危険性があるため、これを抑制する必要もあります。健康保険制度は、そうしたバランスをとりながら、運営されています。

臨床例を踏まえて有効性と安全性が確認されて初めて保険適用が認められるようにするのが、現在の健康保険制度です。

混合診療が原則として禁止されている現在でも、製薬会社と医療機器メーカーによる圧力や、先端医療で成果を上げたいという医療従事者の野心のために少なからぬ命が失われているのです。混合診療が自由化されてしまうと、先端医療に対する抑制が外れ、危険な医療行為が蔓延しかねません。

このように、混合診療の禁止には、十分に安全性が検証されない間に、危険な医療行為や医薬品が広がってしまうことを防ぐ意味があります。混合診療を禁止し、混合診療には保険適用をしないことによって有効性や安全性が確認されていない医療行為によって、国民の生命や健康が侵害されることがないように守っているのです。

う 健康保険制度の形骸化

一方、混合診療が自由化され、健康保険が適用される診療行為と保険適用外の最先端の医療機器や医薬品の併用に問題がなくなれば、製薬会社等にとっては、保険適用を受ける理由がなくなってしまうのです。

保険適用を受けるためには、最終的に公定価格に従わなければなりません。保険適用を受けなければ、自由に価格設定することができます。敢えて臨床試験を重ねる手間をかけてまで、保険適用を受ける動機がなくなってしまうのです。

そうすると、健康保険で受けられることができる診療内容は、次第に医学や医療技術の発展から取り残された貧しいものだけが残されるようになっていきます。健康保険制度は残っても、その内容は、極めて貧弱な形骸化したものになってしまうということです。

え 健康保険形骸化と医療負担の増加

混合診療が全面的に自由化されれば、公的医療は最小限に縮小する一方、保険が適用されない医療が拡大し、患者の負担が際限なく増えていきます。

医療費がGDPにしめる割合で米国は世界トップです。米国では、1990年代から2010年まで、GDPに占める医療費の割合が10%程度

から17%まで一挙に増大しました。医療費が高騰した結果、米国の個人破産の原因は医療費の負担がトップになっています。高騰する医療費が国民の医療を受ける機会を妨げた結果、米国民の健康状態は悪化してしまいました。今や先進国の中で平均寿命が最も短い国の一つであり、健康状態も最低ランクになってしまっています。

一部の富裕層だけが適切な医療を受けることができる社会は、富裕層ではない国民を適切な医療から排除し、全体として国民の健康を損なうのです。米国の例は、医療産業の繁栄が国民の利益にはつながらないことを示しています。

(4) 営利病院の承認

あ 医療の非営利性

日本の法律では、営利法人が病院を経営することは認められていません。

医療法人は剰余金の配当を禁止されています（医療法54条）。剰余金は、全て医療を担う人材や設備に再投資されなければなりません。また、病院や医院の広告は大幅に制限されています（医療法6条の5）。

医療法人の理事長は「医療及び保健措置を掌（る）」医師（医師法1条）でなければならないとされています（医療法46条の3第1項）。

医師には、「公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する」という公共の福祉を図る使命が課され（医師法1条）、診療拒否は許されません（医師法19条1項）。

医療は、直接、国民の生命・健康という最も基本的な人権に関わる活動です。ですから、医療活動は、等しく国民に、適切な医療を提供する公共性を本質とする活動として位置づけられているのです。

一方、株式会社等の営利法人は、利益を上げて株主や出資者に還元する、利益追求を本質的目的とする存在です。

したがって、株式会社等による病院経営は、基本的に生命や健康という人間にとって最も基本的な価値を扱う医療にはなじまないのです。少なくとも我が国では、そのような考え方に立って医療制度全体が作られてきたのです。

い TPPについて

TPPでは、医療は、先に述べたようにサービスの貿易として扱われます。

P 4（原協定）によれば、サービスを提供する事業体の形態を制限してはならないとしています（P 4 第 1 2 章 6 条（e））。TPPのサービス章は、ネガティブリスト方式を採用していますから、医療活動を行う法人について、その形態を医療法人に限定するためには全ての加盟国の同意を必要とします。しかし、株式会社病院が幅広く展開している米国が留保に同意することはあり得ません。

う 営利病院制度がもたらすもの

投資家に対する配当を目的とする営利法人による病院経営が認められれば、営利法人は利益を追求するため、より利潤をあげやすい医療を追求するようになり、医療費が高騰するリスクが高まります。営利法人は効率よく利益を挙げることを最優先しますから、健康保険制度の理念などには関心を持たず、富裕層を対象にした高度医療に集中的な関心を示すでしょう。安価な健康保険に先端医療が組み込まれることは、営利病院の利益を害しますから、先端医療を健康保険に組み込むことにはむしろ反対します。健康保険で受けられる医療はますます限定され、富裕層以外の国民は、劣悪な医療しか受けられなくなります。また営利法人は、不採算部門や不採算地域からは撤退し、利益を最大化することができる分野、地域に集中しようとしています。その結果、訴訟リスクの高い産婦人科や小児科の医療環境はますます劣悪化し、地域医療は荒廃していくことになります。

こうして、営利病院が承認されると、日本の医療は、所得による格差、地域による格差、診療科による格差が確実に広がり、国民は、適切な医療を受ける権利を奪われていきます。

（なお、営利法人による病院経営の問題は、知的財産権に直接には関連していませんが、グローバル企業が医療を営利追求の手段ととらえる基盤は、医薬品や医療機器の特許にあると考えられるので、知的財産権に関連する問題として指摘しました。）

(5) まとめ

これまで述べてきたように、TPPは、医療分野でもグローバル企業の利益を最優先する思想に貫かれています。

TPPが締結されれば、薬価や医療機器の高騰が起きます。また、混合診療の自由化が、国民健康保険の形骸化を招き、国民が等しく適切な医療を受けることができる公平で効率的な医療制度は崩壊します。営利病院の承認は、医療活動を、営利追求を第一とするものに変質させてしまいます。その結果、適切な医療を受けられるのは一部の富裕層に限られることとなります。診療科や地域医療の格差も拡大し、これらの崩壊すら引き起こしかねないのです。

3 著作権について

(1) 著作権

著作権とは、著作物に対する権利のことをいいます。

著作物とは思想・感情を創作的に表現したものと定義されていますが（著作権法2条1項1号）、ここでの思想・感情は精神活動一般を広く含み、創作的というのも個性が何らか表れていればよいと広く理解されていますので、結局、表現全般というのに近いこととなります。

表現の形態には、文芸、学術、音楽、美術、映画の他、写真、図形、コンピュータプログラムなどがあり、広範囲にわたります（著作権法10条1項）。

著作権は、著作物を複製する権利を中核とする権利をいい、創作者本人がこれを持ちます。著作権は、おおざっぱに言えば、創作者の承諾のない複写や模倣を一般的に禁止する権利ということになります。

特許権は登録手続を経て権利が発生しますが、著作権は、創作（表現）されたときに発生するので、私たちの身の回りのあらゆる表現には著作権があると考えられます。

著作者の承諾なく、著作物を複製・模倣するのは原則として違法です。

民事上は、著作者は著作物を複製・模倣した者に対して、差止を求めた

り、損害賠償を求めたりすることができます。

また、著作権侵害については、刑事罰も定められていますから、著作権侵害は犯罪行為に当たります。著作権法では、10年以下の懲役、1000万円以下の罰金を併科することができることになっています。ちなみに10年以下の懲役は、諸外国の例と比べて重いという指摘があります。

(2) 非親告罪化

あ 親告罪

日本の法律では、著作権侵害が刑事裁判にかけられるためには、著作権者による刑事告訴を必要としています。告訴というのは犯罪行為の被害者が加害者の処罰を求める意思を捜査機関に対して示すことをいいます。

このように刑事裁判となるために被害者の告訴を必要とする罪を親告罪といえます。

先に述べたように、著作権は、あらゆる表現に対して成立している可能性があり、著作権侵害による被害が軽微であったり、複製や模倣の態様が悪質ではない場合まで、刑事裁判にかけられる可能性があれば、膨大な刑事事件が存在することになってしまいます。日本の法律では、こうした問題を、著作権者の刑事告訴があったものだけを刑事裁判にかけることができるという方法で解決を図っているといえます。

い TPP草案

TPP草案では、著作権侵害による犯罪を親告罪とせず、著作権者の告訴がなくとも、政府が職権によって刑事訴追できることを明記しています。

非親告罪とされる著作権侵害は、一応、商業規模によるものとされていますが、他方で、営利性が全くなくとも「故意による重大な侵害」については非親告罪とするとされています。

このため、刑事事件とされる範囲が広範囲に存在することになります。

う 政府による恣意的運用の危険性

私たちの周りには著作権の対象となる表現があふれており、しばしばこれをコピーしたり、録画したり、場合によっては配布したりしています。こうした行為は、多くの場合、厳密に言えば違法で、著作権侵害の犯罪行

為に該当します。しかし、軽微で著作権者に具体的な損害を与える訳ではないので、問題にされないですんでいます。こうした軽微で問題にされない行為が広く行われている大前提が、著作権者からの告訴がなければ刑事裁判にはできないという親告罪の仕組みです。

ところが、TPP草案では、親告罪による限定が外されてしまいます。

その結果、政府が「故意による重大な侵害」とみなせば、刑事事件として起訴することができるようになります。

企業で日常的に行われているコピーは、形式的に営利性がありますから、著作権者による承諾がなければ、刑事事件に発展する可能性があります。

また、営利目的のない会合や会議でしばしば文献をコピーして配布したり、インターネットでメール共有することが行われていますが、政府が「故意による重大な侵害」とみなせば、著作権者の刑事告訴がなくても刑事裁判にかけることができることとなります。

要するに、政府は、国民の日常生活に全面的に介入する手段を持つこととなります。

おおげさに言っていると、受け取られるかもしれません。しかし、もともと憲法によって国家権力を拘束するという立憲主義の考え方自体が、政府が権力を濫用することを前提に成立していることを考えれば、全面的に日常生活に介入する手段を政府に与えることを警戒するのは合理的な考え方です。

TPP交渉では、フェアユースという概念で、一定範囲の著作物の利用を著作権侵害から除くことも検討されている模様ですが、フェアユースはもともと米国で発展した概念で日本の社会に定着するか疑問とする意見もあります。また、第三者からの密告情報等を捜査機関がフェアユースの考え方に立って適正に処理できるかも疑問です。日本の社会性を踏まえれば、万一にでも刑事裁判になることを恐れて、著作物の利用を過剰に萎縮する可能性が大きいと考えられます。

いずれにしろ、非親告罪化によって、国民の知的な共同作業は大きな制約を受け、国民の知的活動が深刻な打撃を受けることは間違いありません。

え 日本文化に与える影響

コミックマーケット（以下、「コミケ」といいます）は、1975年に始まり、今では世界最大規模となった漫画同人誌の即売会です。今や日本の代表的な文化行事と言っても異論はないでしょう。

同人誌を販売する行為は、TPP草案に定められた商業規模の行為に当たりますので、コミケでの著作権侵害は明らかに刑事告訴がなくても刑事裁判にできるケースに該当します。

問題は、コミケで販売される同人誌の多くが、既存の人気マンガ等を用いた二次創作だということです。これは著作権法では、翻案として著作権侵害を構成する行為に該当します。

コミケには、人気漫画家を多数輩出してきた歴史があります。コミックやアニメーションが日本を代表する文化の一つとして発展するまでの重要な土壌が、コミケ文化にあったことは否定できません。

二次創作は、本家取りなど古くからの日本文化であり、コミケはそうした文化の上に成り立ってきたといえるかもしれません。

非親告罪化は、古来からの日本文化のあり方そのものを変えてしまう可能性があるのです。

(3) 保護期間の延長

著作権の保護期間は、日本では原則として、著作者の死後50年（著作権を有するのが団体である場合は、公表後50年）とされています。TPPでは、この保護期間を死後70年（同じく団体の場合は公表後95年）に延長する草案を基礎として議論が行われています。

死後50年を経て、なお著作者の遺族に利益を与えるのが、なぜ適切と考えられるのか、一般の国民には全くわからないのではないのでしょうか。

創作者が死後50年を超える著作の保護を望んで作品を創作するとは思えないでしょう。そもそも子どもや孫が受ける利益を動機として創作活動を行う著作者が、どれほどいるでしょう。

一般向けに刊行される書籍を想定するだけでも、膨大な数の著作物があふれています。その大半は、非常に短い期間で忘れ去られ、著作物の寿命

はますます短くなっているのが実情です。著作者の死後50年も著作物が意味を持ち続けている例が、突出した例外であることは容易に分かることです。

著作者の死後に著作物の意義が見いだされることもまれではありません。この場合、著作者の相続人に著作権が引き継がれていることになりまますから著作物を発表しようとするれば、相続人全員の承諾を得る必要があります。しかし、死後50年も立つと、相続人を探し出すことは容易なことではなく、せっかく見いだされた著作物も埋もれてしまう可能性もあります。

特許権の存続期間が特許の出願から20年（つまり大半は、発明した人の生存中に特許が切れるのです）とされていることに比べると、著作権の保護期間の長さが際立ちます。

著作権の最低保護期間は、ベルヌ条約で著作者の死後50年と決められているため、保護期間を短縮する議論は現実的ではないのですが、敢えて検討した学者の議論では、著作者の死後10年程度が適当ではないかとされているくらいです。

著作権の保護期間をさらに延長する合理的な理由は皆無といってもよいでしょう。

なぜ、TPPにおいて著作権の保護期間を延長することが論点とされているかと言えば、著作権に関わる米国の国際収支が黒字だからです。

いわば著作権貿易で稼いでいる米国の収支が維持できるように、古い著作物の著作権の保護期間を延長しようというのが唯一の理由です。

(4) 結論

著作権に関しては、その他にも法定賠償金やネット監視の問題等、重要な問題が指摘されていますが、著作権保護を強化しようとする目的が、結局は米国あるいは米国企業の利益を図ることにあることは容易に理解できるはずで

つまり、著作権の保護強化の問題は、「自由貿易」で謳われる理念とは、真逆の米国や米国企業の利益の保護であり、保護主義の表れに他ならないのです。

米国の利益のために犠牲にされるのは、文化活動や知的活動であり、表現の自由に他なりません。それは構造的に、思想・良心の自由と深く関わる領域が侵害されることを意味しています。

4 種子と知的財産権

米国でT P Pを強力に推進している会社の中には、モンサントやシンジェンタ米国法人等の食糧産業があります。

これらの会社が何を目的としてT P Pを推進しようとしているのか、代表的な例として、モンサントという会社を例にして説明します。この会社の前身は、ベトナム戦争で、残酷な被害をもたらした、枯れ葉剤を製造していた化学会社です。

モンサントは遺伝子組み換え作物のトップメーカーで、同時に農薬製造会社でもあります。モンサントは、自社で開発した除草剤や除虫剤等の農薬に対して耐性のある遺伝子組み換え作物の種子をセットで販売します。除草剤を蒔いても枯れないダイズとかトウモロコシの種子（遺伝子組み換え）を販売するのです。

モンサントは、遺伝子組み換え作物に特許を取得し、事業活動に特許を活用します。一般的な種子会社が販売する種子では収穫された種子から翌年に使う栽培用の種子を使うことができます。しかし、モンサントから買う種子には特許がありますから、モンサントから種子を購入した農家は、いったんモンサントの種子で栽培を始めると、翌年以降も毎年種子を買う必要が出てきます。

また、モンサントは、モンサントから種子を購入しなかった農家の作物をチェックして、近隣のモンサントの遺伝子組み換え作物から交雑した遺伝子組み換え作物が混入していると、特許権を侵害したとして訴訟を提起し、莫大な損害賠償を請求して、モンサントの種子を使用しない農家をつぶす戦略を用いています。

米国の法制度では、損害賠償に、制裁的要素を入れていいますので、実際にモンサントが受けた損害が取るに足りないものでも、損害賠償として巨

額な請求をすることができます。

こうしてモンサントは、種子の特許に基づいて、種子の独占状態を作り出すことをもくろんでいるとしか思われぬ企業活動をしています。モンサントを初めとする遺伝子組み換え作物に関わる食糧産業は世界の種子の独占状態を作ることを目指していると言われていました。

特許の強化は、こうした食糧産業の野望とも結びついたもので、「自由貿易」とはおよそかけ離れた本質をTPPが有していることをモンサントの例は如実に物語っているといえます。

第6 「規制の単一性（コヒーレンス）」

1 TPPが対象とする分野の広汎性

TPPが対象とする分野は、あまりにも広汎な上、細目に亘って高度に専門的な知識を必要とするため、その全容を理解している者はいないと言っても過言ではありません。後に述べるところからわかりますが、結局のところ、TPP草案は、米国の巨大企業の思惑を全て合体させたものでしかないと思われるからです。

金融サービス分野の規定の如何によっては、郵便貯金や共済組合が弱体化させられ中期的には存続自体が危うくなる可能性があります。現実には農協はTPPを先取りされて、そうした危機に直面しつつあります。

2 規制の単一性（コヒーレンス）

また、TPP交渉21分野の一つとされる、分野横断的事項を取り扱うとされる分野では、「規制の内外単一性（コヒーレンス）」が提案されています。文字通りモノの貿易からサービスの貿易まで全ての分野について政府が実施する規制全般を適用対象にするというもので、これまでの自由貿易協定では例を見ないものです。

さすがに、建前としては各国の規制の権利を認めるとする、総論規定を置いています。各論では、規制に対する各国の裁量を極めて狭くしてしまう危険がある条項が列記されています。

規制は本来、国民の生命や健康、環境や公の秩序等を守るために経済活動に加えられる制限であり、本質的には国民の利益を経済活動から守るための性格を有しています。「規制の単一性（コヒーレンス）」に関する規定が扱うのは、規制全般に関わる非常に幅広い問題で、経済活動に関する内政全体のあり方が対象になると言っても過言ではありません。したがって、この規定が実際にどのような影響を及ぼす可能性があるのかについては慎重な検討を必要とし、国民的議論が行われる必要があります。しかし、政府からは何も情報提供がない状態で、T P P 交渉の場で、そうした議論がなされていることを知る国民はほとんどいません。

そこでは次のような提案がなされています。

- ①規制については、費用や便益を踏まえ、規制をしないことを含む代替案を検討した上、最低限の規制を採用することを奨励する。この場合、費用については、規制による投資機会の喪失による損失を考慮ことが望ましいこと。
- ②各国の規制の単一化や規制策定過程における各国間の協力方法を検討すること。
- ③特定のモノやサービスに関する規制の単一化を図るために、分野別に設けられる各国間の協議の機会を活用すること。
- ④規制の内外単一化を図るための委員会を設け、定期的に規制の単一化を増進していくこと。

この提案では、各国の規制の調整を図る委員会を定期的に開催するとしており、最終的には内外規制を単一化することを目的としています。各国の規制のあり方は、この委員会を中心として、いわば国外において決められることになりかねません。規制の権利を各国に認めた総論規定は、空洞化します。

そのとき、国民が自らを代表する政府を通じて自らを統治する、国民の、国民のための、国民による政治、つまり民主主義がどうなってしまうのか、想像もできない事態が待っています。

第7 外国投資家に対する特別の保護 投資章

1 投資と貿易の関係等

投資は、それ自体として貿易の対象になる、モノでもサービスでもありま

せん。

しかし、モノの貿易やサービスの貿易には、必ず投資を伴います。

また、投資は、投機や企業買収のように、貿易を伴わないものも存在します。

投資章が取り扱う分野は、他の章以上にさらに広汎に及びます。

投資章は、幅広く投資を保護することを目的とし、その保護を強制するために I S D または I S D S と呼ばれる仕組みを設けています。

政府は、I S D 条項は投資協定や自由貿易協定の中核的な規定であるとしています（「国家と投資家との紛争解決（I S D S）手続の概要」外務省・経産省平成24年3月）。自由貿易協定は、I S D 条項を持つことによって格段の強制力を発揮することができるのです。

以下では、I S D 条項を中心として投資章の問題性について検討します。

2 I S D 条項

(1) I S D とは

I S D 条項は、投資協定や自由貿易協定の投資章において、最も論争的なテーマになってきました。この条項は、外国投資家が投資章の規定に違反する（と考える）相手国政府や地方政府の措置によって損害を被った場合に、投資先国の中央政府を強制的に海外の仲裁手続に賠償を求めて訴えることを認める制度です。正式には投資家対国家紛争解決制度（Investor-State Dispute Settlement）と呼ばれます。

(2) 仲裁手続のお粗末さ

あ 仲裁手続の制度設計

外国投資家の訴えに対して判断を下すのは、原則として3人の仲裁人による合議体ですが、この合議体は、その事件ごとに選ばれ、その事件について判断を下すと解散します（申立人となる外国投資家が一人、訴えられた政府が一人、両者の合意で第3の仲裁人を選任します）。非公開手続で、上訴の制度はなく、一審限りの制度です。仲裁人には特別な資格制度はありません。仲裁人は、仲裁判断に関して、説明責任も含め、誰に対するい

かなる責任も負いません。

この制度がどれほどずさんであるかは、たとえば、国際司法裁判所と比べると明らかです。国際司法裁判所は基本的に15人の裁判官で構成される常設の裁判所です。裁判官は、国連総会と安全保障理事会で、それぞれ絶対多数（過半数）の賛成を得た者がなります（絶対多数の賛成が得られるまで、投票を繰り返します）。したがって、国際的な意味での民主的な手続が徹底されており、国家間の紛争に対して強制的な判断を下す正統性が担保されているといえます。

こうした制度設計と比べると、I S Dの仲裁人団はいかにも私的なものといわざるを得ません。

い 仲裁手続の主な種類

I S Dについて、よくある誤解は、どこかに常設の裁判所があって、そこに提訴するというイメージですが、先に見たとおりI S Dの仲裁人団は、その事件限りの非常勤の仲裁人によって構成され、どこで手続が進められているかも分からないケースすらあります。

おおざっぱに言って、世界銀行傘下の投資紛争解決国際センター（I C S I D）に提訴する方法と、国連国際商取引法委員会（U N C I T R A L）が定めるモデル仲裁規則に基づいて提訴する方法と二通りがありますが、後者はあくまでも手続ルールモデルが国際商取引法委員会によって示されているというだけで、国連が関与するものではありません。しかも、このモデル規定は、主として民間企業同士の争い事を念頭に置いて作られたもので、国家の制度等を裁くことを主眼として作成された手続モデルではありません。また、前者もいわば事務局機能を投資紛争解決国際センターが提供するだけで、判断は、あくまでも私的に選任された仲裁人団が行い、どこで仲裁手続を行うかも含めて、当事者の合意が優先する仕組みです。

以上のような紛争解決の仕組みであるため、知られることなく極秘に仲裁が行われ、解決される例がある可能性が否定できません。国連貿易開発会議（U N C T A D）の投資報告書は毎年のI S Dの件数を報告していますが、「判明している」件数との断りをつけて件数を公表しています。

う 仲裁手続の不公正さ

仲裁人は多くの場合、民間の弁護士がなっています。彼らは、ある場合は、仲裁人として判断をするかと思えば、ある場合は、企業側の代理人として仲裁を申し立て、企業の利益を図るといったことを繰り返しています。同じ論点であるのに、事件（当事者）によって異なる判断をする仲裁人も存在します。利益相反を禁止するような規則も定められていません。

え 国家の制度と I S D

民事訴訟法の代表的な教科書には、仲裁は、国家の公権的判断を回避するところに本質があると書かれています。仲裁というのは、「喧嘩の仲裁」という言葉でイメージされるように、本質的に私的な紛争の解決方法なのです。

国家の決めた制度のあり方など、民主国家であれば本来国民の利益のために行使されるべき国家主権のあり方を、公正さが担保されたとはとうていいえない、プライベートな手続で裁くという点に、I S D条項の重要な特徴があり、論争の的となる一つの原因になっています。

(3) I S Dの実体規定

あ 国際法優先

I S Dの問題は、それだけに止まりません。

I S D手続は、国家間の紛争と同じように、外国投資家と国家間の紛争を国際紛争の性格を持つものととらえます。したがって、国際法である投資章の規定に基づいて判断されることになります。憲法を含めた国内法は、投資章の規定を適用するに当たっての事情として考慮されるに過ぎないのです。

I S Dで裁かれる紛争は基本的に国内で起きた紛争なのに、憲法を頂点とする国内法の体系は、排除されてしまうのです。

い 規定の曖昧さ

I S Dの実体規定（判断基準とされる規定）には、内国民待遇や、最恵国待遇といった国際法で一般的に認められている原則の他に、パフォーマンス要求禁止条項（特定措置の履行要求の禁止）とかアンブレラ条項（契

約などの約束遵守) と呼ばれる条項があります。これらは、内容の当否は別として、まだしも内容自体は比較的明確です。

重大な問題は、これらの他に、「間接収用」や「公正衡平待遇義務」といった、意味内容が極めて理解しにくい条項が、国家の措置の違法性を決定する判断基準に含まれていることです。

たとえば、後者は、規定の言葉そのものが「公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える」とされており、これだけでは規定の意味内容を把握することはおよそできません。

う 間接収用

日本国憲法における「収用」は、公共の目的のために私人の所有権を国や自治体・公共団体が取得することを意味し、その場合に「正当な補償」を与えることを国等に義務づけています。所有権の名義が私人から公共団体に移転することが「正当な補償」を与えるべき収用に当たるか否かの基準とされており、使用制限などは「収用」に含まれません（最判昭和38年6月26日。刑集17巻5号521頁「奈良県ため池条例事件」参照）。収用について定める代表的な法律としては、土地収用法などがあります。

しかし、TPPで想定される「間接収用」は、こうした所有名義の移転がなくても、「裁量的な許認可の剥奪や生産上限の規定など、投資財産の利用やそこから得られる収益を阻害するような措置も収用に含まれる」（「投資協定の概要と日本の取り組み」平成24年11月経済産業省通商政策局経済連携課）ものとされており、利用や収益の阻害も収用と同様に補償を要するものとされています（投資章でいう補償は、公正な市場価格を意味し、将来的な逸失利益や商業的に妥当な利子も広く含む概念で、この点も日本国憲法と異なります）。

では、どのような利用や収益の阻害が「間接収用」に当たるかですが、①政府措置の経済的影響の程度、②政府措置が明白で合理的な投資期待利益を侵害した程度、③政府措置の性格等を考慮して決めるものと規定されています。

しかし、このような考慮事情を示されても、概念が曖昧なことに変わり

はありません。

日本と同様に、所有名義の移転を伴うものを「収用」としてきた韓国は、米韓自由貿易協定（以下、「米韓F T A」といいます）交渉中の2006年7月、法務省が中心となって、間接收用の概念について検討しましたが、『間接收用』の概念は国際的定義が確立していない概念で租税、安保、公共秩序、保険等すべての政府（地方自治体および政府投資機関、司法府等を含む）の措置に対して提訴可能」と結論せざるを得ませんでした。

このとき韓国法務省は、この時点までのI S Dの事例で、「間接收用」が論点となった事例を分析していますが、提訴対象とされる「政府措置」は「政府の法規定、制度、慣行、不作為、公務員の事後的行為等を含む広範囲な概念である」とし、米韓F T A締結に備え「間接收用」規定に対応するためには、政府の部署、裁判所、地方自治体、政府投資機関等に関連した省庁横断的な制度の見直し等の作業が必要であると結論しています。

え 公正・衡平待遇義務

ア 抽象性と慣習国際法について

参照すべき「収用」という概念が存在する「間接收用」ですら、このような大きなインパクトがあります。

まして「公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える」とする義務などと言われても、明確にこれだといえる人がいるのでしょうか。一応、この義務については「慣習国際法上国家が外国人に保障しなければならない最低基準を意味する」などと説明されたりします。

しかし、世界には、経済の発展段階も、社会の形態も、宗教的・文化的背景も異なる様々な国家が存在します。そうした条件の中で、果たして外国投資家の待遇に関する慣習国際法が成立しうるのか自体に重大な疑問があります。世界の多様性を認めるのであれば、多分、慣習国際法が成立しているとはいえないと考えるのが正当でしょう。現に、日本の政府官僚に、外国投資家に与えるべき最低限の待遇とは何かを問うても、答えられる人は極めて限られた人に限られるでしょう。

しかし、米国では、「公正衡平待遇義務」は明確だとされているようです。

米韓 F T A 締結の根拠とされた米国の国内法（2002年「大統領貿易促進権限法」）には、「米国の法理および慣行に一致した公正かつ衡平な取扱に対する基準の設定を求める」とあり（2012条（b）（3）（E））、米国内法を慣習国際法とみなしていることが窺われます。米国がこのように考えるのには、理由があります。米国は州の独立性が強いため、州の間のモノやサービスの行き来も通商（貿易）として扱われ、州際通商に関しては、連邦議会による法律や連邦裁判所による判例等、長年にわたる州際通商ルールの積み重ねがあるからです。

しかし、米国内で一種の国際法と観念されているとしても、それを世界の慣習国際法とするのには無理があります。T P P がアメリカのルールの押しつけであるとする批判には十分な理由があります。

イ 「公正衡平待遇義務」の内容

極めて問題があることを前提に、一般に国際経済法の分野において、この慣習国際法上の義務とされている内容を紹介しますと、以下のようなものがあげられます。

「適正手続（due process）」、「裁判拒否の禁止（denial of justice）」、「恣意的な（arbitrary）措置の禁止」、「外国投資家の投資財産保護に関する慎重な注意（due diligence）」、「投資家の正当な期待（legitimate expectation）の保護」などです。

適正手続の保障や、裁判拒否の禁止などが国際的な水準で保障されるべき事柄であることは理解できなくもありませんが、「投資財産保護に関する慎重な注意」、「投資家の正当な期待の保護」等は、相変わらず極めて抽象的です。

先に述べたとおり、韓国法務省は、2006年7月、米国との I S D 条項を含む自由貿易協定を締結することに危機感を持って、その影響を検討したのですが、このとき中心となった検討対象は「間接收用」でした。

実は、「公正衡平待遇義務」の内容が、仲裁規範性がある（判断基準となるだけの内実がある）と判断されるのが一般化するのには、韓国法務省が I S D について検討した、直前である2000年代初め頃からです。それ以

前は、規定の内容が抽象的なことから、この義務違反を認める例はほとんどなかったのです。公正衡平待遇義務が仲裁規範性があると認められた歴史はまだ浅いのです。国際慣習法が成立するには通常、極めて長期間の国家慣行の積み重ねを必要とします。したがって、公正衡平待遇義務が慣習国際法に含まれるとする主張自体にやはり無理があるものと考えざるを得ません。

ウ 計り知れない萎縮効果

以上のように、公正衡平待遇義務が、I S D 手続で判断基準として有効性があるようになったのは、極めて最近のことで、しかも年々、その内容は進化している状態です。

つまり、何が公正衡平待遇義務違反とされるかは、具体的に提訴されてみないとわからないのが実情ともいえます。

このような規定が、I S D 条項に入れられ、日本が強制的に海外での仲裁を強いられて、損害賠償を求められることになれば、日本の立法・行政・司法に及ぼす萎縮効果は計り知れないものがあります。

この萎縮効果について、韓国の法務省は、次のように述べています。

「巨大資本を保有する多国籍企業の場合、制度的・慣行的障害を除去し特定政府を手なずけるために(taming effect)勝訴の可能性が低い場合にも、仲裁を起こす傾向がある」

(4) I S D の変質過程

I S D 条項自体は、1959年の西ドイツとパキスタンの間の投資協定を最初として、古くから存在していました。主として途上国に投資した先進国の企業が途上国による国有化などの措置によって、撤退を余儀なくされた場合に備えてあらかじめ、途上国における裁判所ではなく、I S D によって賠償を得られるようにするために設けられたものです。そのとき先進国は、こうした条項を必要とする理由として、途上国の裁判制度の未整備をあげていました。以降40年近くにわたり、実際に提訴された例は、累計10件にも満たない程度で、推移していました。

I S D が大きく変質するのは、北米自由貿易協定(N A F T A。米国、

カナダ、メキシコの3カ国の自由貿易協定（1994年発効）に、ISD条項が入ったことをきっかけにしています。このとき初めて米国とカナダという先進国の間の投資協定（NAFTAの投資章）にISD条項が盛り込まれたのです。

その後、米国企業が相次いでカナダ政府の環境規制をISDで提訴したことから、環境規制のような公共の福祉に関わる政策の実施もISDによる争いの対象となることが大きな社会的問題となりました。

NAFTAが発効した後である1990年代後半からISDの提訴件数は急増していきます。2002年までに累計100件弱になり、今では毎年50件前後が新たに提訴される状況になったのです（2013年末現在、判明する限りで累計568件）。

その多くが、国有化のような根本的な政府措置ではなく、規制や許認可の取り消しなどの国内制度に関わるものでした。途上国の裁判制度の未整備を理由に導入されたISDは、先進国間でもISDが用いられるようになると、相手国の国内裁判より、中立の手続で行った方が、公正さが保たれるという理由付けに変わりました。しかし、そうした理由付けも成り立たないのは、先にみた制度設計のずさんさで明らかです。

（5）ISDが多用される理由

端的に言えば、ISDが用いられるのは、投資先国の国内法の適用による不利益を避け（国家の公権的判断を回避し）、投資保護のための特別なルールで解決する方が、外国投資家、すなわちグローバル企業にとって有利だからに他なりません。

TPP交渉では、ISDの濫訴を防止する規定を設けることが議論されていましたが、この3月にウィキリークスによってリークされた最新の草案（2015年1月20日現在）では、濫訴防止措置はことごとく斥けられました。

（6）ISDの具体例

あ メタルクラッド事件（2000年8月30日裁決）

溪流沿いに建設された有害廃棄物処理場による水質汚染が懸念される状

況で地元市がなした処理場建物の建築許可申請の棄却処分が、この廃棄物処理場に関する権利を有するメキシコ会社を買収した米国企業から I S D 提訴されました。仲裁人団は、メキシコの中央政府が、米国会社に対して地元自治体の許可をとる必要はないと説明していたことから、地元自治体の操業妨害を止めなかった中央政府の責任を認めました。透明性の欠如は公正衡平待遇義務違反に該当し、有害廃棄物処理場が操業できない状態にされたのは、間接収用に当たると判定されたのです。メキシコは連邦制を採用していますが、仲裁人団は、環境に関する権限は連邦政府にあり、州や自治体にはないと認定しました。

この判断には、少なくとも二つの問題があります。

一つは、地元自治体が行った措置を違法とするに当たって、住民の生命、健康被害の可能性について検討した形跡が見当たらないことです。これは地元住民の生命・健康に対する権利や生存権が外国投資家の利益保護の要請の前には考慮に値する価値とは扱われなかったことを意味しています。

二つは、中央政府と地元自治体の対立関係は、外国投資家にとっては、透明性の欠如に該当する違法な事態と評価されるということです。たとえば、普天間基地の辺野古移設をめぐるほぼ 20 年にわたる政府と沖縄県の対立は、ここに外国投資家（たとえば建築サービスを提供する会社が外国資本であったり、設備メーカーが外国資本であったりする場合）が介在すると、外国投資家との関係では沖縄県の措置が当然に違法とされ、沖縄県による「妨害」を止めさせない政府の措置が賠償の対象となることを意味しています。

い S.D.Myers 事件（2002年10月21日）

原則として廃棄物を国内で処理することを義務づけるバーゼル条約の批准に伴い、カナダ政府が執った PCB（ポリ塩化ビフェニール）の輸出禁止措置が米国企業によって I S D 提訴されました。申し立てた米国会社は、米国に PCB を輸出して処理を行っていました。仲裁人団は、環境保護に偽装した国内産業の保護に当たるとしてカナダ政府の内国民待遇違反、公正衡平待遇義務違反を認めました。

I S Dの下では、たとえ環境条約の義務履行であっても、政府は、外国投資家にとって差別的措置に当たらないかについて、政策決定に当たって、外国投資家の投資財産保護に関する慎重な注意を払わなければならないことを示しています。

う 国内裁判が I S D 提訴された例

裁判制度も例外ではなく、メキシコの裁判システム全体が I S D 提訴された例や、米国の陪審裁判による損害賠償判決が I S D に付託された例もあります。2013年には、大規模な環境汚染を引き起こした米国企業に対して、損害賠償を命じたエクアドル最高裁判所の判決の執行停止をエクアドル政府に命じた仲裁判断まで表れています。政府（行政）が自国の裁判所（司法）の判決の執行を停止する義務を国際法に基づいて課されるといふ権力分立の根幹に関わる事態までプライベートに選任された仲裁人団が引き起こしているのです。

え その他

近時の例では、2011年、ドイツの原発フェードアウト政策をスウェーデンの電力会社が提訴した例、フィリップモリス社が各国政府のタバコパッケージの無地化政策を提訴している例等、I S D が国家の政策の根幹にも向けられるようになったことに懸念が示されています。

(7) 結論

資本の過剰な流動性が金融危機を深刻化させることはすでに広く知られたところですが。しかし、投資章は、よりいっそう資本の国家間移動を容易にするために投資を保護しようとしています。

中でも I S D は、不完全で不公正な手続のもとで、外国投資家に国家を強制的に海外の仲裁人団による仲裁判断に従わせる権利を与え、国際法の名目で国内法を超越する規範によって、外国投資家の投資の保護を図るものです。

I S D 仲裁は、あくまでも外国投資家の立場から、投資に対する合理的な期待利益が阻害されていないかという観点から違法性を判断し、外国投資家の財産に対して慎重な注意義務を果たすように国家に求めます。こう

してあらゆる政策が、外国投資家の利益に配慮しなければ立案できなくなります。

国家は国民を保護する責務を負っています。少なくとも国内法的に、国家のそうした責務を否定する論者は存在しないでしょう。しかし、I S D という私的でずさんな仲裁手続の下では、国民に対する保護義務より、外国投資家の財産に対する注意義務が優先するのです。

密室における、少数の者による私的な判断によって、国家の存立基盤が揺るがされ、国民の生命や健康に対する権利が脅かされているのです。

第8 関税について

1 はじめに

本章の最後に関税について述べておきます。

最後に述べるから、関税が重要ではないということではありません。国際経済活動の自由を直接に制限する最も重大な障壁が関税であることから、関税は国民の暮らしに直結しています。

日本では、農産品に関する関税の問題ばかりが大きく報道され、T P P が暮らしの仕組み全体に影響することが、ほとんど知られていないことから、敢えて関税については、最後に触れるにとどめることにしました。

2 T P P が例外なき関税撤廃を目指すものであること

シンガポール、マレーシア、チリ、ブルネイによるP 4（原協定）には、「第3. 4条 関税の撤廃」として「原産品に関する現行の関税引き上げ、採用を禁止する」「譲許表（附表1）に基づいて、発効日より、他の締約国の原産品に関する関税を撤廃する」「締約国の求めに応じて、譲許表に基づく関税撤廃の協議に応じる」などと規定されています。

「他の締約国の原産品に関する関税を撤廃する」ことが明記されているのですから、T P P の目的が、例外なき関税撤廃を実現することにあることは明らかです。

「締約国の求めに応じて、譲許表に基づく関税撤廃の協議に応じる」とす

るP4の規定からもわかることですが、TPPはこれを締結することで完了する条約ではなく、その後も、貿易障壁とされるあらゆる分野について、加盟国の中で、継続的な調整や協議が行われる構造が組み込まれています。したがって、TPP締結後も、絶えず関税障壁を引き下げることが課題になることは確実です。

こうして例外なき関税撤廃が実現されるのです。

3 関税撤廃が農林水産業へ与える影響

TPPによって例外なき関税撤廃がなされれば、加盟国からの農産物輸入量は激増し、代わりに日本国内の農産物生産量が激減することは必至です。

農林水産省の試算によれば、これによる国内農産物生産の減少率は、米90パーセント、小麦99パーセント、甘味資源作物100パーセント、デンプン原料作物100パーセント、牛乳乳製品56パーセント、牛肉75パーセント、豚肉70パーセント等と発表されています。

また、政府の統一試算によれば、農林水産物の生産減少は金額に換算すると、約3兆円に上るとされています。

4 関税撤廃と国民の権利

関税撤廃により、流入する安価な海外の農産物は、農家の経営を直撃します。

農業の衰退に急速な拍車がかかり、農業の有する環境資源保全等の多面的な価値が大きく損なわれます。

また、関税撤廃による国内農産物生産量の減少は、日本の食糧自給率を引き下げ、ひいては国民が安定的に食糧を得ることが困難な状況を招きます。

食料については、政府自身が、「食料は人間の生命維持に欠くことが出来ないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なもの」とし、「国民に対して、食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務」と位置付けているにもかかわらず（平成27年1月、外務省経済局経済安全保障課、「日本と世界の食糧安全保障」）、食糧自給率が激減することは避けら

れません。

TPPによる食糧自給率の減少について、農林水産省が試算（平成22年1月発表）したところでは（平成22年1月発表）、40%から14%へ低減するとされています。

最低水準ともいえる、こうした食糧自給率の低下が国民の生存を脅かすことは明らかです。

第9 結論

繰り返しますが、あまりにも広汎に国民の暮らしに影響を及ぼす、TPPの全容を理解することはほぼ不可能です。

しかし、ここまで見た範囲だけでも、次のような本質を持つことを指摘できるでしょう。

第一に、TPPは、国際経済活動の自由の尊重を強く求めます。この要求は基本的人権尊重の原則と両立しないほどに強烈です。TPPはあらゆる生活の仕組みを国際的な経済活動を行うグローバル企業本位のものに作り替えます。これまでの自由貿易協定では例をみない規制全般を扱う規定まで設けて、国民を保護するために設けられた国家による規制を単一化させようとしています。

第二に、「自由貿易による国民（消費者）の利益」は、建前に過ぎません。知的財産権の保護を極端にまで高めようとするTPPの規定は、知的財産権の対象となる米国グローバル企業の利益と米国の対外収入の維持を図るための保護主義の表れです。こうした利益を増進させるために、国民の生命や健康、生存権、表現の自由、そして知的活動まで大きく制約されます。

第三に、ISDに象徴されるように、TPPは外国企業の利益を守るために細心の注意を払うように政府に求めるもので、細部まで極端に内政干渉します。

第四に、ISDに象徴されるように、TPPは、国外のプライベートな密室における少数者の決定によって、国民代表による統治行為を制約するものです。グローバル企業にとっては、密室におけるトップダウンによる国家統

治こそが、最も効率的に収益を上げることを可能にするからに他なりません。
T P Pは、民主主義と相容れません。日本国憲法の原則に則して言えば、T P Pは国民主権原理を空洞化させるものと言わざるを得ないのです。

第3章 T P Pの違憲性（違法性）

第1 憲法41条違反

1 T P Pの広汎さ

T P Pは、「非関税障壁」の撤廃を名目として、全てのモノやサービスに関する基準や規格等、あらゆる制度を「自由貿易」の名目でグローバル企業の経済活動の自由と利益を保障するために書き換えることを目的とする条約です。対象とされる分野は国民の暮らしの仕組み全体にわたります。また、T P Pには、本来の「自由貿易」とは相反する「保護主義」の現れと見られる知的財産権の極端な保護や、貿易の有無とは関係のないものも含めた投資自体の保護を目的とする規定も含まれています。

国内法のあらゆる分野が、T P Pと関係を持つことになると言っても過言ではないほどです。

2 膨大な法律の改廃義務

条約は法律より上位の国内法的効力があるため、T P Pのようにあらゆる分野に関わる条約を締結した場合には、国会は全ての法律を、政令、規則などの状況も踏まえて、T P Pの規定に適合するかどうか判断し、適合しない場合は、改廃しなければなりません。

もともと国際経済法の目的が国際経済活動を妨げる制度や慣行の廃止を目的としており、その全面的で体系的な条約がT P Pですから、国内制度全般が見直しの対象になるのは当然でもあります。

しかし、こうした事態は、憲法41条に違反します。

憲法41条は、「国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である」と謳い、国民を代表する国会が立法を掌り、行政（内閣）や司法（裁判所）

は国会が作る法律にしたがう仕組みを通じて国会が国権の最高機関として、内閣や裁判所に優位する立場にあることを規定しています。

内閣が一つの条約を締結するだけで、国内の法制度全般の見直しと改廃義務を国会に負わせるのは、内閣が国会の立法作用を拘束して従属させるものであり、憲法41条に違反するものと言わざるを得ません。

3 改廃義務の不透明さ

TPPには、抽象的な規範（決まり）も多く存在します。

とくに投資に対する特別な保護を定める投資章の規定には、抽象的なものが多いことは第2章で見たとおりです。

米韓FTAの締結に当たり、ISDの「間接収用」について検討した韓国法務省が、あらゆる政府措置が提訴の対象となることを指摘したことは先に述べたとおりです。その結果、韓国法務省は、これに対する対策を検討した結果、「投資紛争問題は全ての政府の部署、司法部、地方自治体、政府投資機関等に関連した事案なので汎政府的な対処が必要」で、「各種の租税措置、建築、不動産規制、保健・環境規制、外国企業に対する捜査および税務調査、中小企業支援制度」に及ぶ法令等の改廃を検討しなければならないとしています。

「間接収用」を検討しただけでも、法律専門家の集団である韓国法務省が、こうした結論を出していることは重大です。

まして、さらに抽象的な規定である外国投資家を「公正かつ衡平に待遇しなければならない義務」に基づいて、これに違反する法令の改廃を検討しなければならないのです。

他にもサービスの貿易の章には、サービスに対する国内規制の内、貿易に影響を及ぼす規制は「客観的かつ合理的な態様」でなければならないとする規定もあり、これに対応するためにも、法改正を要することになります。

こうした極めて抽象的な規定に基づいて、国会が、法律の改廃義務を負うのは憲法41条に違反します。

ISDを前提として考えれば、国会は、国外の私的な仲裁によって決めら

れ、変容する規範（決まり）にしたがって、法律の改廃義務を負うことになります。

これは、国会が国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関であるとした憲法41条に違反します。

4 立法裁量の拘束

もともと立法は、それぞれの立法に関わる、さまざまな社会的、経済的あるいは地域的な利害関係や基本的人権や文化、公序等の多元的な価値を総合的に考慮して、これらの反映としてなされています。こうした立法裁量が幅広いものであることは、立法行為が「多様な国民の意向をくみつつ、国民全体の福祉の実現を目指」すものであるとして、判例でも確立した考え方です。

日本国憲法が最も重要な価値を置いているのはいうまでもなく基本的人権であり、個人の尊重です。

T P Pは基本的人権の尊重原則と対立する「国際経済活動の自由」の尊重、ひらたく言えば、グローバル企業の活動の自由と利益の尊重を第一義的に求め、国会の立法裁量を現在及び将来にわたって体系的に拘束する規範となります。

T P Pによる、こうした立法裁量の拘束は、国会をグローバル企業の支配下に置くものであり、憲法41条に違反するものです。

5 米国の国内法制に関して

(1) アメリカ合衆国憲法と通商協定（貿易協定）

最後に、念のため米国の国内法制について、触れておきます。

このように国会の立法を大幅に制約するT P P協定に、米国議会が同意する筈がないとする疑問はもっともだからです。

しかし、米国では、T P P協定を締結しても、議会が国内法制を変える義務を負わない仕組みになっています。アメリカ合衆国憲法では、通商を規制する権限（つまり貿易協定を締結する権限）は議会に属するとされており、議会の専決事項になっています。つまり、米国政府を代表する大統領

領には、通商協定（T P Pはこれに当たります）を締結する権限が与えられておらず、大統領は、議会から通商協定を締結する権限を授与されて初めて通商協定の締結権及びこれに由来する交渉権限が認められます。

この授権立法には、大統領が締結する通商協定に関して、細部にわたって条件が付けられます。たとえば、先に触れたように「確固とした強制可能なS P S」、「米国法理による公正衡平待遇義務」等の条件を満たす通商協定であることが大統領に通商協定を締結する権限を付与する法律によってあらかじめ示されるのです。

議会が通商協定に関する権限を有している例は、諸外国でも例のないものですが、アメリカ合衆国憲法は、そのような特殊な仕組みになっています。

（２）通商協定（貿易協定）の国内法的効力

米国では、通商協定と法律に関する権限は、同じ議会に属するのですから、両者は国内法的には、同等の効力を持つものとされます。条約が優越的効力を有する他の諸国は、通商協定を締結した結果、これにしたがって、法令の改廃義務を負うこととなりますが、米国ではそうならないのです。

通商協定と法律が同等の効力を有するので、議会は、通商協定に拘束されることなく、自由に法律を制定できます。通商協定と法律の間では後に制定された法律の方が優先する関係になります。

（３）通商協定（貿易協定）の国内法的効力の無効化

米国では、事前に議会から通商協定に署名する権限（報道では「T P A（大統領貿易促進権限）」と呼ばれています）を付与された政府が、通商協定に署名した後、これに議会が同意する場合は、同時に通商協定の国内履行法を制定します。この履行法には、通商協定の国内法的効力を無効化する条項が必ず入れられます。

具体的には次のような条項が入れられます。

①連邦法・州法に反する通商協定は無効である、②通商協定に反する連邦法・州法は有効である、③何人も（但し合衆国を除く）、通商協定に基づいて攻撃防御方法とすることができない（通商協定の規定に基づいて権利

を主張し、義務を免れることはできない)、④何人も、当局のいかなる作為・不作為に対しても、通商協定に基いて、異議（訴訟等）を申立てることはできない。

こうした条項は、WTO協定以降、全ての通商協定の履行法で米国議会が採択してきた条項です。したがって、米国は、議会が変えたいと考える法律は改廃しますが、通商協定の国内法としての効力は無効化することができるのです。

むろん、こうした国内法的効力の無効化は、国際的に問題とされたことがないわけではありませんが、国際社会としても有効な手だてが見い出せないのが現実です。

こうして米国は、通商協定によって、相手国の国内制度を自国（米国国民ではなく、米国のグローバル企業を意味します）に有利なように改変させる一方、自国の制度は基本的に守ってきたのです。

これは構造的不平等条約というべきものですが、国際社会は、超大国の力に押し切られて、これを甘受してきたのが現実です。

そして、TPPは確実に構造的に不平等条約となります。

第2 憲法76条1項違反

1 憲法76条1項とISD条項

日本国憲法76条1項は「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」として、司法権が最高裁判所を頂点とする裁判所に統一的に帰属することを規定しています。

司法権とは、ひらたく言えば、具体的な法的な紛争に法律や政令、規則などの裁判規範（裁判の判断基準とすることのできる決まり）を当てはめて紛争を解決する、国家の権能をいいます。

ISD条項は、本来、日本の司法権に属する国内の法的な紛争について、外国投資家を特別扱いして、日本の裁判所を回避してISD提訴する特別な権利を予め包括的に認める条項です。

問題は、国内法ではなく、条約によって、憲法76条1項の例外を認める

ことが憲法に違反しないのかということです。この問題について、以下、検討します。

2 憲法76条1項との関係が問題になる条約の例

日本国内の法的紛争であるのに、日本の裁判所の判断を回避することを認める条約の例は、わずか2つしかありません。

外交官特権に関するもの（外交関係に関するウィーン条約）と、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下、「日米地位協定」といいます）です。

このうち、外交官特権が、極めて限られた場面でしか、問題にならないものであることは容易に理解できます。

また、深刻な問題が指摘されている日米地位協定も、協定の文言上は、日本の裁判所の判断が回避されるのは、米軍内部の犯罪と、米軍の隊員等が公務執行中に犯した犯罪に限られています。日米地位協定すら、少なくとも形式としては、日本の司法権に与える影響を最小限にするように配慮されているのです。

これに対して、ISDは、日本国内に展開する数知れない外国企業や、株主や社債等の債券を有する外国投資家、不動産などに投資している外国投資家に、日本の裁判所の判断を回避する権利を認めるもので、司法権に及ぼす影響は桁違いに大きいものです。

3 憲法76条と条約に関する政府見解

政府は、TPP交渉参加問題が表面化するまで、国連自由権規約選択議定書が定める個人通報制度（以下、単に「個人通報制度」といいます）を締結しない理由として、「司法権の独立」（憲法76条3項）を挙げていました。つまり、条約によって、司法権に制限を加える場合でも、憲法に反する可能性があることを認めていました。

この個人通報制度は、国内の裁判所の手続を尽くした上で（つまり最高裁

まで争った上で)、人権が守られなかったと考える個人が、国連の人権委員会に通報することを認めるもので、人権委員会の見解も勧告的な意見に過ぎないものです。

I S Dと違って拘束力もない上、国内裁判手続を尽くすことを前提とする個人通報でさえ、司法権に対する制約として憲法問題になることを政府は前提としていたのです。

基本的人権の尊重という日本国憲法の原則に沿った条約ですら、司法権に与える制約には、憲法76条の問題が生じるとするのが、政府の見解なので、基本的人権と対立する関係にあるI S D条項が司法権に直接加える大きな制約については、さらに重大で深刻な憲法問題が存在するのは明らかでしょう。

政府は、T P P交渉参加問題が浮上した後、個人通報制度を締結しない理由から「司法権の独立」をはずしました。このことは、政府自身が、個人通報制度が「司法権の独立」に反するとすれば、なおのことI S Dの憲法違反が明らかであることを認めた証拠といえます。

4 結論

以上によれば、条約による司法権に対する制限も憲法76条に違反するものと考えられ、現に存在する例外に照らしても、また政府見解を踏まえても、外国投資家に対して特別な保護を与えるために、我が国の裁判所の判断を回避することを一般的に包括的に認めるI S D条項が、憲法76条1項に違反することは明らかです。

第3 憲法25条違反

1 生存権の法的性質

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(1項)として、国民すべてに生存権を保障しています。また「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」として、常に生存権の充実に向けた施策を

とることを国の基本的責務としています（2項）。

生存権の法的性質ですが、具体的な一定水準の生活の保障を要求する権利は立法を待って初めて発生するという抽象的権利説が通説になっています。

この説では、憲法25条に基づき、直接、裁判所に生存権の実現を求めることはできません。しかし、生存権を具体化する法律が存在する場合には、法律上認められた具体的な権利として「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を裁判上請求できるとされています。

また、抽象的権利説によっても、生存権を具体化する法律の定める保護基準や、生存権を保障する法律に基づいて行政庁が設定した保護基準が不当に低いような場合には、憲法25条に違反し無効とされるし、この種の法律を廃止しあるいは正当な理由なしに保護基準を切り下げる措置は、生存権を侵害する行為として違憲無効となるとされています。

以下では、こうした考え方に基づいて、諸立法等によって具体化された国民の生存権を明らかにします。

2 具体化された生存権

(1) 国民の安定的な食糧供給を受ける権利

食料・農業・農村基本法は、「国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ること」を目的としています（同法1条）。

この法律は、「国内の農業生産の増大を図ることを基本」施策として（つまり食糧自給率を増加させることによって）国民に対する「食料の安定供給の確保」を実現することを基本理念としています。さらに食糧自給率については、「凶作、輸入の途絶」等の不測の事態が生じても、食料の供給を確保するとしています（同法2条）。

そして、国の責務として、「基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」（同法7条）と規定し、国に対して、食糧自給率の増大を図ることで、食糧の安定供給を確保する責務を負わせています。

これらの規定から、同法は、食糧自給率を維持することによって、国民

の安定的な食糧供給を受ける権利を具体的に保障しているといえます。

(2) 農業従事者の農業や酪農を営むことで生活を維持する権利

上記のように、食糧自給率の増大を図ることで食糧の安定供給を確保するためには、個々の農業従事者が農業を営みつつ最低限度の生活を維持できることが必要です。この関係は、国民の知る権利を保障するために、報道機関の報道の自由が認めらるとする確立された考え方と同様の考え方を農業に当てはめれば容易に導かれるものです。

また、食料・農業・農村基本法は、農業従事者との関係では、農業が、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農産物の供給という機能以外の多面にわたる機能をもっていること（第3条）に鑑み、その持続的発展が図られなければならない（第4条）とし、そのために、農業が営まれる農村について、「農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。」としてその振興を目指すことを規定しています。

このように、食糧自給率を向上し、国民に安定的に食料を供給するという見地の他、「農業者を含めた地域住民の生活の場」として「農業の持続的な発展の基盤たる役割」を果たす農村を振興することで、同法は、個々の農業従事者が農業を営みつつ最低限度の生活を維持できる権利を保障しているといえます。

(3) 安全な食品の提供を受ける権利

食品安全基本法は、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする」法律ですが、同法が「科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性」にかんがみて制定されたことは注目に値します（同法1条）。TPPによってわが国が直面している状況は、まさにそのようなものであるからです。

同法は食品の安全性の確保に必要な措置が「国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識」に基づいてなされなければならないとし（同法3条）、かつ、「国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること

を旨として、行われなければならない」(同法5条)として、食品の安全性確保が予防原則に基づいて行われるべきことを明らかにしています。

同法6条は、こうした基本理念に基づいて、国に対して、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務」を課しています。

こうした食品安全基本法に基づいて、食品衛生法などの諸法律が整備されています。

これらの諸法律により、国民には、具体的な権利として、安全な食品の提供を受ける権利が保障されているといえます。

(4) 適正な医療を受ける権利

国民健康保険法は、「市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする」(5条)と規定し、全ての国民が等しく健康保険の適用を受けることを明らかにしています。

また、医師法は、医業をなすものを医師に限定し(同法17条)、医師には、「公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する」という公共の福祉を図る使命が課され(同法1条)、診療拒否は許されない(同法19条1項)など等しく国民に対して医療が受けられることを保障しています。

さらに、医療法は、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的」とし(同法1条)、「生命の尊重」等を基本理念とし(同法1条の2)、医師など医療従事者に「良質かつ適切な医療を行う」責務を課しています(同法1条の4第1項)。

これらの医療関係法によって、国民には、等しく適切な医療を受ける権利が具体的に保障されているといえます。

3 TPPによる具体的生存権侵害

TPPは、農産品の関税の撤廃によって、食糧自給率を大幅に引き下げ

て、国民の安定的に食料の供給を受ける権利を脅かすとともに、農業従事者の農業や酪農を営むことで生活を維持する権利を侵害することになります。

また、米国が強く求める「確固とした強制可能なSPS」ルールは、予防原則の大幅な制限や拙速な食品安全審査等によって、安全な食品の提供を受ける権利を侵害します。

さらに、知的財産権の極端な保護や、営利的な医療を認める株式会社による医療は、等しく良質で適切な医療を受ける権利を侵害します。

このようにTPPは、戦後、生存権を保障する日本国憲法の下、多くの法律の積み重ねによって具体的に確立してきた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を深く侵害し、憲法25条に違反します。

第4 憲法13条違反

1 人格権、平穏生活権

(1) 憲法13条と人格権、平穏生活権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定し、個人の尊重に基づき、国民の生命、自由及び幸福を追求する権利を包括的に保障しています。

この包括的な人権保障規定は、人格権を保障するものと一般的に理解されています。

すなわち、人格権とは、個人の人格に本質的な、生命、身体及び精神に関する利益を総体として保障される権利です。

人格権は、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、わが国の法制下では、これを超える価値を他に見出すことはできません。

人格権に由来する権利は、裁判例の積み重ねにより、より発展的な人権として、平穏な生活を営む権利（以下では、「平穏生活権」といいます）として確立されてきました。

人格権を脅かす行為や、平穩生活権を脅かす行為に対しては、損害賠償請求権だけでなく、差止請求権が認められると解されています。

(2) TPPと人格権、平穩生活権侵害

すでに述べたようにTPPでは、米国の主導する厳格なSPSルールが適用されることになります。

たとえば、日米の間では、残留農薬基準や食品添加物の基準の間に大きな違いがあります。このため米国は日本に対して、再三にわたって、残留農薬基準の緩和や食品添加物の迅速な認可を求めてきました。国民は、TPPによって、残留農薬基準が緩和され、食品添加物の大幅な増加にさらされる危険があります。

生命、健康が、人格権の根幹をなすことはいうまでもないことです。

TPPは、国民の生命、健康を脅かし、人格権の根幹部分を侵害することが明らかです。

2 人格権としての自己決定権

(1) 人格権としての自己決定権

憲法13条が保障する個人の幸福追求権は、「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利」の総体です。

この人格権の内容には、自己決定権としての人格権が含まれると考えられます。「一定の重要な私的事柄について、他から干渉されることなく、自ら決定することができる権利」も、人格的生存に不可欠な水準のものは、憲法13条によって保障されることが考えられます。最高裁は、「エホバの証人」輸血拒否事件において「患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」（最高裁平成12年2月29日第三小法廷判決・民集54巻2号582頁）と述べてこれを認めています。

生命、身体及び健康に関する事項の決定は、まさに人格的生存に不可欠な権利であり、自己決定権として憲法13条により保障されるのです。

(2) 人格権の内容としての知る権利

自己決定権を行使するにあたっては、当然のことながら判断の基礎となる情報の取得が可能でなければなりません。特に、消費者と事業者との間の情報の質及び量には格差があり、国家による一定の是正措置なしには消費者は適切に自己決定権を行使できません（消費者契約法第1条参照）。

このような趣旨に基づいて、現在各種表示制度が存在しています。

現在制度化されている水準の表示制度については、消費者は当該表示水準を期待して意思決定を行うのですから、表示制度に寄せる期待は、自己決定権を具体化させるために重要な利益といえます。特に生命、身体及び健康に関する事項の決定に資する情報が、国の表示義務規制によって国民に提供されている場合には、当該情報は自己の生存、健康のあり方を決定するうえで不可欠なものですから、当該表示義務規制によってもたらされる表示水準への期待は、人格権の一内容としての知る権利として憲法13条で保障されるべきです。これは、具体的には、いったん設定された既存の表示制度の水準を合理的な理由なくして切り下げないよう政府に請求する権利です。

政府の表示義務規制緩和により、生命、身体及び健康に関する事項の決定に資する情報の提供が既存の水準を下回ってしまえば、消費者はそれまで行っていた適切な判断ができなくなります。そして、情報不足によって行った自己決定の結果、生命、身体及び健康に悪影響が出てしまえば、それは不可逆的な不利益となります。したがって、生命、身体及び健康に関する事項の決定に資する情報を知る権利が、侵害される高度の蓋然性のある事態に置かれた者は、政府に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止めを請求することが、憲法13条によって認められると考えられます。

3 TPPと人格権としての知る権利（憲法13条）の侵害

(1) 遺伝子組み換え食品の有害性

遺伝子組換え食品とは、遺伝子組換え技術によって品種改良された遺伝子組換え作物やそれを原材料とする加工食品を意味します。現在、国内での商業栽培はされておらず、国内に流通する遺伝子組み換え食品は、基本的に輸入されたものです。

遺伝子組み換え食品については、有害性に関する十分な科学的証拠がないとされるため、日本は、輸入を続けています。他方で、遺伝子組み換え食品を禁止あるいは規制する国も少なからず存在します。十分な科学的証拠がないとされていても、遺伝子組み換え食品を規制する国が少なくないのは、人類が共通して、いわば本能的に危険性を察知しているからだといえます。遺伝子組み換え食品に対するこうした対応を非科学的な反応であるとして頭から否定するのは、公正さを欠いています。

(2) 遺伝子組み換え食品の表示義務

わが国では、遺伝子組み換え食品に、表示義務を課して、消費者が遺伝子組み換え食品を回避する選択ができるようにしています。また、表示義務とは逆に任意に「遺伝子組み換えではない」旨を表示することも許されています。

米国は、この遺伝子組み換え食品の表示が、米国産の遺伝子組み換え作物の輸出を妨げているとして、強く異議を唱えています。

T P P を締結すると、遺伝子組み換え食品の表示義務制度が、S P S ルールあるいは、T B T ルール（貿易の技術的障害。政府が交渉参加前に公表したT P P の分野別交渉状況に関する資料では、遺伝子組み換え食品の表示制度の問題はS P S 分野ではなく、T B T 分野で扱われているとされていきました）の厳格な適用によって、廃止される可能性が少なくありません。

遺伝子組み換え食品の表示義務を中心に検討しましたが、その他にも米国は、食品の表示制度が米国の輸出を不当に妨げる非関税障壁になっているとする強い不満を繰り返し表明しています。

(3) 人格権としての知る権利の侵害

T P P を締結すれば、遺伝子組み換え食品の表示義務を初め各種食品表

示義務規制の緩和を強いられる可能性が高く、国民の生命、身体及び健康に関する事項の決定に資する情報を知る権利が侵害されます。

第4章 秘密交渉の違憲性

第1 知らされないT P P交渉の内容

第2章でみたように、T P Pは国民の安全や、生命、健康を守る暮らしの仕組み全体を大きく組み替えます。表現の自由や知的活動まで大幅に制約する可能性が高く、国と地方の分権のあり方にも影響を及ぼします。

ところが、その内容は、全くといってよいほど、国民に知らされずに交渉だけが進んでいます。

報道されるのは、農産品と自動車の関税問題だけに等しく、第2章で述べたような暮らしの仕組み全体に関わる問題が報道されることはほとんどありません。

何について、どのような議論がされているかを、具体的に、政府が知らせることも、全くないと言っても過言ではありません。すでに交渉参加国で合意された分野や条項も多いはずですが、その内容すら全く知らされません。

日本が最初に参加したT P P第18回交渉官会議の後、鶴岡公二首席交渉官は、記者会見で「日本全体の在り方に影響を及ぼす可能性のある交渉を政府だけで決めることはできない」として国民と情報を共有する手法を考えたいと語りました（中日新聞2013年7月26日）。交渉を率いる首席交渉官が危惧を覚えるほど重大な影響があると考えたにもかかわらず、政府はT P Pの内容を全く明らかにしないのです。

第2 秘密保持契約

1 秘密保持契約の内容

このように国民不在のまま、秘密の内に交渉が進められしまっているのは、T P Pが交渉参加に先立って、秘密保持契約を結ぶ異例の秘密交渉として行われているためです。

交渉参加国であるニュージーランドで、市民からT P P交渉の情報開示を求める声が上がったのに対して、同国の首席交渉官マーク・シンクレアが回答した内容は次のようなものでした（2011年11月29日）。

「交渉草案、各国政府の提案、添付説明資料、交渉の内容に関するEメール及び交渉の文脈の中で交換されたその他の情報（以下、「交渉過程文書」といいます）は、T P Pが効力を生じた後4年間もしくは交渉の最終ラウンドが行われた後4年間は、秘密にすることを交渉参加国は合意している」

「これらの文書は政府高官と政府の決定に参加する者、これらの文書を評価し文書に含まれる情報についてアドバイスする必要がある者だけに提供される」

こうした内容を、交渉参加に当たって、参加国は書簡の形で約束して初めて交渉に入ることができるというのです。

2 日本政府の対応

ニュージーランド市民がT P P交渉の情報開示を求めて得られたのは、結局、T P P交渉を秘密にする契約の内容だけでした。

もちろん、日本でも交渉内容を明らかにするように求める声は、少なくありません。しかし、政府は秘密保持契約を盾にとって交渉内容を全く明らかにしません。

国民だけではありません。国会議員に対してすら、交渉の具体的な内容を明らかにすることを拒んでいます。

国会議員が国政調査権の一環として、どのような内容の秘密保持契約を結んでいるのか質問したのに対してすら、「詳細についてお答えすることは差し控えたい」とするだけで、どういったものが秘密の対象にされているかについてすら、回答を拒んでいます。

秘密扱いとされる対象、いつまで秘密にするかについては、すでにニュージーランド政府が明らかにしているにもかかわらず、それすら明らかにしない政府の姿勢は、交渉参加国の中でも、際だって秘密主義的といえます。

3 交渉を秘密裏に進める理由

確かに外交交渉では、秘密にしなければならない事柄があることは、理解できないわけではありません。しかし、T P P交渉の秘密保持契約は、これまでの外交交渉とは明らかに異質です。

鶴岡公二首席交渉官がT P Pは「日本全体のあり方に影響する可能性がある」として国民と情報を共有する手法を考えたいとしたとおり、国民生活に大きな影響を及ぼす内容が、ごく少人数の人だけで、極秘裏に交渉され、決められるのは国民主権原理にも反しています。

T P Pが極端な秘密交渉とされているのは、単に外交交渉だからというのではなく、内容があまりにもグローバル企業の利益を優先して国民を犠牲にするものであるため秘密交渉にしなければ、交渉を進めることができなくなるからに他なりません。

4 米国の交渉は誰が担っているのか

ニュージーランド政府が明らかにした秘密保持契約には、「交渉文書を評価し文書に含まれる情報についてアドバイスする必要がある者」は、政府の部外者であっても、交渉文書が提供されるとあります。

国会議員はこれに入らないのかということですが、T P Pを主導する米国でも、議会に対しても基本的に秘密に交渉が進められてきました。

ところが、議会に秘密にする一方で、米国通商代表部（U S T R）に対する交渉アドバイザーとして、約600名の個人が交渉文書へのアクセスを認められています。この600名は、米国企業の顧問で、穀物業界のカーギル、食糧産業のモンサント、医薬品のファイザー、運動用品のナイキ、スーパーのウォールマート、など各部門で世界最大のグローバル企業です。

彼らは、草案を分析し、U S T Rに自社の要求をし、草案の修正を求め、T P P協定の内容を作っていくのです。

T P Pの交渉官会合が開かれるときは、現地には、これらの企業が雇ったロビイストが多数集まり、交渉官に働きかけをし、一大ロビイングの場となります。

TPPは、国家間交渉の形をとっていますが、実質的に内容を決めているのは、交渉文書にアクセスすることが認められている米国のグローバル企業です。TPPとは、これらの企業が、いかに自分たちの利益になる仕組みを作るかを追求する、国家間交渉の形を借りた、グローバル企業によるグローバル企業のためのルール作りに他ならないのです。

5 米国議会における情報開示

米国では、政府の秘密主義に対する批判の高まりを受け、2015年3月から議員が秘書を伴って、秘密管理がなされた環境で、TPP交渉文書の全文を閲覧することができる扱いに変わりました。

また、こうした扱いを公式に保障する法律案が出され、この法律案には、大統領がTPPに署名する60日前までには、国民に向けてUSTRのWEBサイトにTPP草案の全文を掲載することも規定されています。

米国議会では、情報開示が進んでいますが、日本の国会では、政府はかたくなに情報開示を拒むばかりです。

第3 憲法73条3号但書違反

1 憲法73条3号

日本国憲法73条3号は、条約を締結する権能が内閣に属するとして、但書で国会の承認を経ることを義務づけています。

国会の承認を義務づけたのは、国民主権原理に基づいて外交関係を民主的にコントロールするとともに、条約が国内法的な効力を持つ場合には、国会がそうした法的効果について認識した上、条約に同意している必要があるためです。

2 TPPと国会の承認の重要性

すでに見たように、TPPは非常に広範囲にわたって、国内法の改廃を国会に義務づけるものであり、国内法制度の改廃自体を目的とする条約ですか

ら、憲法73条3号但書による国会の承認が際だって重要です。

国会がTPPに承認を与えるに当たっては、国会では、TPPの締結によってどのような法律の改廃を要することになるかが十分に明らかにされ、その国内法に及ぼす影響を国会が認識した上で、なされる必要があります。

3 秘密交渉と国会の承認

TPPは膨大な条文によって構成されるものであるにもかかわらず、交渉参加から2年を経ても、その内容は国会に開示されていません。

国会を完全に排除した、こうした秘密交渉が、条約の締結に対して民主的コントロールを及ぼそうとする憲法73条3号但書の趣旨に反することは明らかです。

先に述べたとおり、TPP交渉参加に当たって、交渉参加国の間では、秘密保持契約がなされており、交渉過程文書は4年間、秘密とされます。

問題は、交渉過程文書が秘密にされたまま、TPPの条項の意味を理解することができるのかという点にあります。

条約法に関するウィーン条約（単に「ウィーン条約」という）第31条は、条約の解釈は、「文脈により…解釈するものとする」（1項）とした上、条約の解釈上、「文脈」には、条約正文（前文及び附属書を含む）のほかに、「(a) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意」、「(b) 条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの」を含むとしています。つまり、交渉過程文書は、TPP協定の条文を解釈する上で、TPPの正文と同じ効力を持っているのです。

判明している限りでも、TPPには、「公正」「衡平」「合理的」「最低限」等、抽象的な条項を多数含んでいるため「文脈」としての交渉過程文書の必要性は極めて高いものがあると考えられます。

交渉過程文書を秘匿したまま、国会の承認を求めるのは、正文と同等の効力がある部分が欠落した、意味内容が確定できない条約に対して、承認を求めることになり、憲法73条3項但書が条約に対する国会の承認権を認めた

趣旨を著しく損なうものです（わかりやすく言えば、ウィーン条約を踏まえれば、国会は、条文の一部が墨塗りされた状態で条約に対する承認を求められるのです）。

また、不明確なまま承認をした場合は、条約締結に関連して改正すべき国内法が判明しないまま国会が承認を与えることになるため、憲法41条の趣旨にも反します。

4 結論

以上のとおり、秘密保持契約を前提とするTPPは、憲法73条3号但書に違反します。

第4 憲法21条違反

1 知る権利の保障

我が国では憲法21条の表現の自由に基づき、国民に知る権利が保障されています。主権者である国民は様々な表現活動によって国政に関与します。国政に関与するためには、適切な情報を得ることが必要不可欠であることから、知る権利は、民主主義の基盤をなす当然の権利として憲法21条によって保障されています。

博多駅フィルム事件に関する最高裁判所昭和44年11月26日決定（刑集23巻11号1490頁）では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。」と判断しています。この最高裁決定も、国民に知る権利が保障されていることを当然の前提としています。

2 政府情報公開請求権としての知る権利

この知る権利には、積極的に政府情報の公開を要求することのできる権利（政府情報公開請求権）としての意味も含まれています。憲法21条の保障する表現の自由を確保するためには、政府が何を行っているのかを知る、国民の権利が確保されることが不可欠です。すなわち、国民は政府が何を行っているのかを知ってこそ、その政府の活動について批判を行うことができます。その意味で政府情報公開請求権は国民主権原理に基づき、憲法21条の表現の自由に不可欠の前提となっています。

3 情報公開法との関係

(1) 政府情報公開請求権の法的性質

政府情報公開請求権としての知る権利については、これを具体化する法律が制定されて、具体的な権利性が認められるとする抽象的権利説が通説となっています。この説によれば、直接、憲法21条に基づいて政府情報の公開請求をすることは原則として認められません。

わが国では、情報公開法が、政府情報公開請求権としての知る権利を具体化したものと理解されています。

ところが、TPPに関する情報公開請求に対しては、政府は、主として交渉相手国との信頼関係を損なうおそれがあること（情報公開法5条3号）を理由に開示を全面的に拒否しています。

(2) 情報公開法の限界

知る権利を具体化したとされる情報公開法ですが、同法には「知る権利」は直接には、謳われていません。

また、TPPのような外交問題に関する情報の不開示について、裁判所の判断の対象になるのは、不開示を決定した行政機関の長である外務大臣の判断の相当性であり、裁判所は「不開示とした判断に相当な理由があるか」を審理し、知る権利の対象である「交渉内容（草案テキスト、交渉過程文書等）」は直接の判断対象とはされません。

しかも、外務大臣の判断の相当性を確認するために裁判所が非開示とさ

れた文書を直接に確認したいと考えても、裁判官がこの文書を確認する手続（インカメラ手続）も存在しません。裁判所は、問題とされた外交文書を直接確認することできないまま、外務大臣の判断に相当な理由があるかを判断しなくてはならないのです。したがって、外交関係については、相手国との信頼関係を損なうおそれがある、あるいは交渉上の不利益を被るおそれがあるとして、非開示処分を濫用することが容易で、裁判所も濫用を裁けない仕組みとなっています。

少なくとも外交関係に関する限り、情報公開法は、「知る権利」を具体的に保障したというにはあまりにも不十分なものと言わざるを得ません。

4 TPPの特殊性

TPPは国家間の関係を規律するよりも、むしろ、条約が法律に優越する効力を有することを利用して、直接に国民の生活に関わる制度に関する国内法を体系的かつ大規模に改変することを目的とする条約です。

このようにTPPは、条約としては極めて特殊なものです。

TPPは、また、国民生活の全ての部面において、暮らしの仕組みをグローバル企業の活動や利益を保障するものに書き換えようとするものであり、その結果、安定的な食糧供給を受ける権利や、安全な食品の提供を受ける権利、適切な医療を受ける権利、農業従事者の農業や酪農を営むことによって生活する権利等の生存権が侵害され、生命・健康という人格権の根幹をなす部分が深く侵害されるという特殊性もあります。

にもかかわらず、政府は交渉妥結を急いでいるため、国民的議論はむろんのこと、国会審議ですら行われないうに等しい状態が続いています。仮に情報公開訴訟を提起して情報開示を命じる判決が確定したとしても（被告とされた国は当然、最高裁まで争うでしょう）、その間に協定に署名されてしまうのは必至で、情報開示の意味は失われてしまいます。

このような状態は、国民主権原理を根幹から侵害するものと言って過言ではありません。

5 知る権利の侵害

先に述べたとおり、憲法21条に基づく政府情報公開請求権は、抽象的な権利であるに止まり、立法を待って初めて具体的な権利として裁判上、請求することができるとする抽象的権利説が通説です。

しかし、基本的人権尊重原則や国民主権原則の根幹に関わり、公開されるべき必要が格段に高いと考えられる情報については、直接、憲法21条に基づいて、政府情報の公開を請求することが可能であると考えべきであり、これを示唆する有力な学説も存在します。

T P P交渉に関する情報は、まさに基本的人権尊重原則や国民主権原則の根幹に関わるもので、憲法21条によって直接に公開されなければならないものといえます。

T P P交渉に関する情報の開示を拒む政府は、憲法21条に基づく政府情報公開請求権である、国民の知る権利を侵害しており、政府の非開示は違法です。

第5章 権利侵害

第1 原告らについて

原告らは、等しく国民であるとともに、農業・酪農従事者であり、医療を受けている者であり、食の安全に強い関心を抱く親であり、国際競争力の名の下に不安定な雇用に従事することを強いられ、あるいは絶えざる賃金の低下圧力にさらされている者であり、また、低所得でありながら食料の安定的な供給と安全な食品の提供、そして適切な医療を受けることが必要な者であり、研究者として知的活動に従事する者です。

また、原告らは、国民に対して安全な食品が提供されるために献身してきた者であり、医療従事者として国民に等しく適切な医療が行き渡ることよう尽力してきた者であり、先進国の圧迫の下で途上国国民が貧困にあえぎ、治療の容易な病気で亡くなっていく悲劇的な状況を改善すべく活動してきた者であり、国会議員として国民の基本的人権を擁護することに献身してきた者です。

原告らは、基本的人権尊重を原則とする日本国憲法の下、まがりなりにも、これまで人格権を尊重され、それぞれに平穏な生活を営む権利を保障されてきた者です。

第2 TPPによる国家原理の変容の概要

TPPは、国際経済活動の自由の尊重を国家運営の原則とし、グローバル企業の利益をとくに保護すべきものとします。そのことによって国会の、国民の保護を図り基本的人権を尊重するための立法裁量を大きく制約します。司法権の重要な部分が海外の私的な仲裁に奪われて、外国投資家の利益を損なわない施策の貫徹が求められるようになります。海外で私的に生成する法によって、立法、行政、司法が支配されるようになります。

このことにより、日本国憲法の基本的人権尊重原則は大きく変容され、国民の福利は、グローバル企業の利益に従属するものとなります。

第3 具体的損害

1 生存権、人格権侵害

こうした統治構造と統治原理の変容によって、原告らは生存権、人格権を具体的に脅かされ、また、基本的人権尊重の価値観を根幹としてきた個人としての尊厳を侵害され、甚だしい精神的苦痛を被る者たちです。

原告らの生存権、人格権侵害は、その立場と生活局面によって、それぞれの現れ方を呈する具体的な損害であるといえます。

2 知る権利の侵害

また、原告らは、TPP交渉において、原告らと関係を有する問題が、すでに決着してしまったのか、あるいは議論が続けられているのか、決着したとしたらどのように決着したのか、議論が続けられているとしたら、どのような議論がなされているのか、原告らの立場と生活局面によって、それぞれに重大な関心を有している者です。TPP交渉の内容が秘密とされていることにより、国民主権原理に由来する知る権利が侵害され、原告らの主権者と

して行動が妨げられており、これも具体的な損害であるといえます。

3 違憲確認の利益

以上のとおり原告らはT P Pによって、具体的に権利を侵害される者たちであり、T P P交渉が日本国憲法に違反することの確認の利益を有するものであるということが出来ます。

第6章 差止請求権

第1 侵害の具体的展開

いまだT P Pは交渉段階ですが、すでにその影響は具体的に生じ、国民の安全や生命、健康は具体的に侵害され始めています。

日本が、T P P交渉参加を米国から認められたのは、2013年4月12日です。

政府は、米国からT P P交渉参加の承認を得るため、これに先だって、米国からの強い要求に抗して10年以上にわたって維持してきた米国産牛肉の輸入制限を緩和しました。2013年2月1日にそれまで月齢20ヶ月以下とする米国産牛肉の輸入を30ヶ月以下に拡大しました。また、日米事前協議に先立ち、米国産自動車の安全基準審査の省略台数を車種ごとに5000台まで拡大し（事実上、米国産自動車に対する安全基準審査を省略することを認め）、かんぼ生命が新商品を販売すること、ゆうちょ銀行が住宅ローン業務を行うことを、事実上停止しました。

また、T P P交渉参加が決まった2013年には、少ない年には1、2件、多い年でも50件に届かなかった安全性審査を終えた遺伝子組み換え食品が爆発的に増加し、100件近くに達しました。この中には米国でさえ認められていない、ダイオキシンを含む枯れ葉剤をまいても枯れない遺伝子組み換えトウモロコシが大量に含まれています。今や安全性審査を終えた遺伝子組み換えトウモロコシは100種近くに及び、その多くが商業栽培が可能な状態になっています。

公共交通機関が行き届かない地方では住民の不可欠の移動手段となっていた軽自動車の優遇制度も廃止され、混合診療に対する保険適用が大幅に拡大

される素地をなす制度が作られ、健康食品の機能性表示が自由化され（届出制の採用）、貧困な農政の中で農家を支えてきた全国農業協同組合中央会制度が改変されています。食糧自給率を向上させることによって食糧の安定的供給を図る農政も実質的に放棄されようとしています。生涯派遣法、残業代ゼロ法、そして国家戦略特区における医療、農業、雇用、教育制度の改変などグローバル企業の利益を図るための制度改革が次々と進められています。

これらについて、政府はT P Pとの関連を認めませんが、米国が外国貿易障壁報告書に挙げてきた内容や、T P P関連情報にアクセスして米国政府に助言するグローバル企業の要求に照らしてみれば、これらがT P P交渉の影響下、T P Pを先取りして行われた政策決定であることは明らかです。

第2 人格権に基づく差止請求

先にも述べたとおり人格権、とりわけ生命、身体を守るという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できる権利が憲法13条によって保障されています。

また、身体傷害にまでは至らない生活妨害についても、「何人も、生命、身体の安全性を侵されることなく、平穏な生活を営む権利を有し、受忍限度を超えて違法にこれを侵された場合には、人格権に対する侵害としてその侵害の排除を求めることができ、またその侵害が現実化していなくとも、その危険が切迫している場合には、その予防として、あらかじめ侵害行為あるいは侵害の原因となる行為の禁止を求めることができる。」（大阪高裁昭和50年11月27日判決・民集35巻10号1881頁）とされています。

前記したようにT P P交渉段階ですでに、原告らの生命や生活、そして人格的生存に不可欠な人格権が脅かされ、侵害の危険は切迫しています。

T P P協定が締結された場合に、原告らに及ぶ被害は計り知れません。

よって、原告らは、人格権に基づき、T P P交渉に対して差止請求権を有するものです。

第3 生存権に基づく差止請求権

生存権を保障した日本国憲法下でなされた多数の立法によって、国民の生存権が具体的な権利として確立されてきたことは先に述べたとおりです。

T P Pは具体的な権利として確立された生存権を支える法令等の改廃義務を国会や政府に課し、具体的な権利として確立されてきた国民の生存権を破壊してしまいます。

具体的な権利として確立された生存権は、これが侵害されようとする場合には、人格権と同様に差止請求が認められると考えられます。

第7章 結論

よって、別紙当事者目録原告番号1ないし11の原告らは、人格権及び生存権に基づき、T P P交渉の差止並びに違憲確認を求めるとともに、全ての原告は、人格権及び生存権並びに知る権利が受忍限度を超えて侵害されていることに対する損害賠償請求として各1万円の支払を求めて本件訴訟を提起します。